

令和 3 年

第 2 回臨時会連合審査会会議録

令和 3 年 5 月 14 日

田 上 町 議 会

令和3年第2回臨時会
連合審査会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年5月14日 午前9時26分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|----------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 産業振興課長補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 保健福祉課副参事 | 渡辺 絵美子 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 傍聴人
新潟日報社 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
承認第7号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告に

ついて中

第1表 歳入

第1表 歳出の内

4款 衛生費

承認第8号 専決処分（同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号））の
報告について

午前9時26分 開 会

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、皆さん、改めておはようございます。

今ほど総務、社文の双方でそれぞれの連合審査会の申入れをしたところ、同意が得られましたので、連合審査会の開催を決定いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、連合審査に入りたいと思いますが、新潟日報社、三條新聞社より傍聴の申出がございましたので、許可しております。

それでは、連合審査会を始めたいと思いますが、町長から一言で結構でございますので、挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 大変ご苦労さまでございます。本会議の挨拶でも申し上げたのですが、本当にいい季節を迎えたのでありますけれども、なかなかいわゆる新型コロナの終息が見えない中、いろんな形で自粛を余儀なくされております。

そういう中でありまして、11日に当町でワクチンの接種が始まりました。本当にかつてない、今まで経験をしたことのない大事業がスタートしたわけでありまして、いろんな課題、問題等も心配しておりましたが、当日は大きな混乱もなく、スムーズに進行できたのではないかなというふうに思っております。これからの予定もそうした形でスムーズに進行ができますように、祈るばかりであります。

今日は、ひとつ連合審査会ということでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ありがとうございます。

それでは、連合審査会で行います案件は次第のとおりでございます。

それと、次第の末尾に記載されておりますが、連合審査会では質疑、意見のみで終わり、採決につきましては、それぞれの委員会で採決を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入について執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。それでは、議案書の24ページからになります承認第7号でございます。専決処分の報告ということでございますが、令和3年度の田上町の一般会計補正予算を、4月6日付で専決処分をお願いしたいという内容でございます。

議案書26ページお願いいたします。令和3年度田上町一般会計補正予算（第1号）

号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,719万5,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,319万5,000円とする内容でございます。

それでは、歳入、議案書31ページお願いいたします。15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金でございます。4,736万1,000円の追加をお願いするものでございます。2節の新型コロナワクチン接種事業負担金ということでございます。こちらについては住民の接種ということで、1人当たり国から示されている単価、2,277円に今のところ予定している人数1万400人掛ける2回分ということで、国庫から負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、15款2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1億1,045万8,000円の追加をお願いするものでございます。2節の新型コロナウイルス対策事業補助金でございます。順番に、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。これにつきましては国の三次補正分ということで、歳出に合わせまして今回国からの交付分を計上しているところでございます。

高齢者等PCR検査助成事業補助金、これは令和2年度に引き続きまして高齢者等のPCR検査を実施していくということで、歳出事業費の2分の1の受入れをするものでございます。

それから、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金1,901万7,000円でございますが、こちらにつきましても令和2年度にも予算を計上しておりますが、必要になった部分で令和3年度でも予算を計上しておりますが、今回国から示された金額を追加補正をお願いするものでございます。

20款繰越金、1項1目繰越金でございます。今回の財源不足について、繰越金を充当していく内容でございます。

めくっていただきまして、32ページです。21款諸収入、4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入で882万9,000円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、後期高齢者広域連合からの受託事業ということで、高齢者の保健事業、介護予防等の一体的な事業を実施をしていくということで、後ほど歳出でも説明がありますが、それらの関係する経費の部分で広域連合から金額を受け入れるという内容でございます。

歳入につきましては以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） ワクチンの接種の状況について、直近の状況はスムーズに行われているのか。また、首相が7月末までに高齢者の接種を終わらせるようにという、率直に言わせていただくと極めて一方的で、国自体がこれに対して具体的な財政措置や支援策が示されないまま、こういう記者会見を行っているということで、恐らく現場は大変な状況ではないかと思うのです。その実態を明らかにしていただきたいと。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 高橋議員に申し上げます。今、歳入ですので、歳出のところをお願いいたします。

13番（高橋秀昌君） はい、分かりました。すみません、すみません、申しわけなかったです。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 高橋議員、詳細は追加資料に出ておりますので、お願いします。

13番（高橋秀昌君） ごめんね、悪かったね。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ないようですので、これで歳入に対する質疑は終結いたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、歳出について執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。それでは、歳出につきまして説明を申し上げます。

議案書33ページをお開きください。歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、157万2,000円を追加するものでございます。説明欄を御覧ください。高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業で、157万2,000円を計上しております。これにつきましては、4月6日の全員協議会で説明をいたしましたが、これは高齢者の運動でありましたり、認知機能、また社会的なつながりが希薄というか、薄くなるということ、そういう部分をいわゆるフレイルと言うのですけれども、そういうフレイル状態を解消するための保健事業と介護予防を行う事業でございます。

この事業の内容といたしましては2つございまして、1つ目は高齢者に対する個別支援ということで、ハイリスクアプローチというものでございます。これは、高血圧であったり、高血糖の方への個別的な訪問を行って、その方の健康状態を改善

していこうという事業でございます。約40人ほど見込んでおります。

もう一つ、2つ目といたしましては、通いの場への積極的な関与ということで、ポピュレーションアプローチと言われるものでございます。これにつきましては、通いの場を2か所程度設定いたしまして、フレイル予防ということで、運動であったり、栄養状態、また口腔、口の中ですよね。口腔等の健康教育、健康相談を行うという、こちらから出向いて行うということで、大体約25名ほどの人を見込んで行っていきたいというもので、1年をかけて行っていくというものでございます。

そういう中で報酬といたしまして100万円ということで、看護師、准看護師、管理栄養士、歯科衛生士、歯科医師、作業（理学）療法士の報酬を計上しておるところでございます。100万円ということで上げております。

あと、7節の報償費で、私有車の借上げの謝礼ということで1万3,000円。

10節の需用費で、消耗品、これは衛生用品とか、あとコピー用紙代で20万4,000円。印刷製本費で、チラシの印刷等が6万円。

11節役務費で保険料、これは参加者の傷害保険の保険料で6万円。

17節備品購入費で16万2,000円。これ例えば栄養指導で行うときのフードモデルであったり、電子体温計などを購入する経費で計上しているところでございます。

私からは以上でございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 改めましておはようございます。続きまして、5目新型コロナウイルス対策費につきましてご説明申し上げます。今回、補正額9,070万7,000円の追加をお願いするものでございます。

説明欄を御覧いただきたいと思っております。まず、新型コロナウイルス対策総務事業で、11節手数料で45万円。こちらのほう、職員のPCR検査で30名分を計上させていただいているところでございます。

続きまして、中小・小規模企業対策事業費で、6,897万4,000円の追加をお願いするものでございます。34ページになりますが、10節需用費で、消耗品費5万4,000円。こちら商品券の用紙代、あとはコピー用紙等の購入に関するものでございます。印刷製本費10万円で、引換券等の郵送用の封筒を印刷をするものでございます。

11節役務費162万円。こちら通信運搬費といたしまして、引換券の郵送代等を計上させていただきました。

18節負担金補助及び負担金でございます。6,720万円を計上しております。4月6日の全協でもお話しさせていただきましたが、各種事業を行うための補助と支援金を計上させていただいております。

まず、プレミアム付き商品券運營業務補助金でございます。3,585万3,000円。こちらは、町でつけていますプレミアム分と、商品券の印刷、ポスター、チラシ、換金手数料等を含めまして、3,585万3,000円を商工会に補助して事業を進めていくというふうな形になっております。

続きまして、湯田上温泉宿泊費補助金でございます。600万円。こちらのほうでございますが、経営の下支えというふうな形で宿泊費の補助というふうな形になりますが、今回第1期、第2期というふうな形で期を2つに分けまして、町民第2期まで通算しまして1,000人。町外も1,000人というふうな形で、合計2,000名というふうな形で、1人当たり3,000円の経費というふうな形で、合計600万円というふうな形になります。

続きまして、観光キャンペーン事業補助金でございます。こちらのほう、今回のキャンペーンの紹介であったり、プロモーション等メディア活動を行うため、CMまたは新聞等を利用したキャンペーンの紹介を行っていくというふうな形で、100万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、農業経営継続支援金でございます。2,032万円でございます。こちらのほう、今年度作付面積に対しまして、反当たり4,000円というふうな形で計上させていただいているところでございます。

続きまして、指定管理者支援金402万7,000円でございます。こちらにも継続が厳しい中、引き続き指定管理業務を継続してもらうための支援でございます。町内での湯っ多里館、椿寿荘、YOU・遊ランド、羽生田野球場の指定管理料の10%分というふうな形で計上させていただいているところでございます。

今回この補助金の関係で産業振興課のほうから資料が提出されておりますので、そちらに関しまして産業振興課のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めましておはようございます。それでは、本日お配りしました議会の連合審査の資料ナンバー1の1、それから1の2、1の3、順を追って説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、資料ナンバー1の1ということですが、こちらのほうはプレミアム付き商品券ということですが、こちらの要綱と、すみません、前後しますが、2ページのほうちょっと御覧いただきたいと思っております。2ページの中段に（4）ということで、商品券の概要ということでこちらのほうに書かれておりますが、ここに概要が書かれております。まず、発行総額が6,792万円と。発行数はここに書いて

あるとおり、1万1,320冊を予定しております。1冊当たりの構成であります。昨年の年末といいますか、やったものと同じでございます。額面総額6,000円でプレミアム分が3,000円。内訳としまして1,000円券が2枚、500円券8枚ということで、今回はただ1,000円券につきましては、全ての協賛店舗で使用が可能ということですが、500円券については、大型店舗以外での使用が可能だということで券のほうにも明示しまして、お買物をしていただくという形で対応したいと思っております。プレミアム率100%ということになります。販売の期間であります。今事務処理をしておりまして、後で話しますが、6月の頭ぐらいから住民の皆さんのほうに引換券のほうを送付したいというふうに考えております。したがって、販売期間は6月15日から販売いたしまして、7月いっぱいまで販売をしていきたいと考えております。利用期間につきましては、販売開始の6月15日から8月31日までということと考えております。購入限度はお一人様1セットということになりますし、購入対象者につきましては、この5月1日に住民登録されている町民の方を対象にしたいと思っております。購入できる店舗等は一応登録をしていただいて、その中の登録業者からこの商品券を使っていただくという形になります。湯田上温泉の旅館4件を除くということになります。

それで、すみません、1ページに戻っていただきたいと思うのですが、真ん中ほどに囲みでスケジュールというものがあります。これ先ほどもちょっと6月の初めという話もしましたが、現在事務処理、今日から5月1日現在の町民の方々のリスト、その辺の抽出を行いまして、それから引換券等の作成を始めていく予定でございます。それが終わりましたら、6月1日に郵便局のほうに持ち込みしまして、4日ぐらいから順次引換券のほうを郵便局から発送していただくという形で考えています。6月15日に商品券の販売、利用開始を行いまして、7月31日に商品券の販売が終了、8月31日に商品券の利用を終了すると。あとは、9月30日までの間に換金事務とかございますので、そちら取扱店の方々の換金事務の関係もございますので、大体9月いっぱいぐらいまでには、この事業全体を終了していきたいというふうに考えているところでございます。プレミアム付き商品券の関係、スケジュールの関係でございますが、以上で説明のほう終わらせてもらいます。

続きまして、資料ナンバー1の2でございます。湯田上温泉の支援ということでございますが、これらにつきましても、今後の見通し、スケジュール等につきまして、今の湯田上温泉の状況も踏まえた中で、町のほうでの考え方をまとめたものでございます。これにつきましては、担当の近藤補佐より説明してまいりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） おはようございます。産業振興課の近藤です。よろしくお願ひいたします。では、資料のほう引き続き資料ナンバー1の2ということで、表、裏、こちらのほうになります。

まず、前段今の状況ということで、お手元の資料のほうの裏面のほうを御覧いただければと思ひます。裏面のほうの見出し、タイトルのほうは「湯田上温泉の入り込み数の推移」ということで、こちらのほうで、今現在これまでの間の振り返りも含めまして、ご説明のほうをさせていただければと思ひます。

上段のほうの表につきましては、平成30年度からの過去3年間。そして一番右のほうに4月分ということで、おおむね3年間分の動き、推移のほうを掲載させていただいております。具体的な影響が出始めた時期というのが、表の中ほどになりますけれども、令和元年度の3月分。こちら今数字でいいますと2,363人ということで、ここから大きな影響が生じてございます。

その後、令和2年度のほう、今度また右のほうになりますけれども、前年の比較あるいは前々年の比較とありますけれども、ちょっと分かりづらいのですが、前々年比で比較していただいたり、前年比で比較したりといった部分でちょっと分かりづらいのですが、おおむねこちらの例えば前々年比となると、令和2年の前の前ですので、平成30年度との比較となりますが、いずれにせよ大きく影響が出ているといった形になります。

下のほうにコメントという形でちょっと入れさせていただいた部分も、こちらも御覧いただけるとありがたいのですが、令和2年度から令和3年度に関しての状況あるいは今後の見通しに関してということで、まず令和2年の4月以降ですけれども、緊急事態宣言が出た、発令されたことに伴う外出等の自粛によって大幅な減少となっております。令和2年度8%、4%ということで、本来の平年の年と比べた場合にもう9割以上の減という形で、このときはいわゆる第1波と言われる頃の時期だというふうに考えています。

今度その下になりますけれども、7月になりますと新潟県の宿泊の割引あるいはまた町の宿泊の割引の開始などによって、こちらのほう、7月のほう71%ということで、一定の回復のほうを見せてきたということで、当時やはりお客様のほうは動きが大分出てきたかなといった時期だったのがその昨年7月になります。

そのまま推移するかと思ったところなのですが、その後8月から9月にかけて、その下になりますけれども、大体59%、69%ということで、6割、7割といったと

ころまでまた下がっています。この時期がちょうど第2波と言われる時期になります。その影響によりまして、また再び減少という形になっています。

その下になりますと、今度10月と11月なのですけれども、この時期になりますとGoToキャンペーンのほうが本格的に始まりまして、町の中のほうにも観光のお客様が大変多く来られるといったような状況になりまして、それに伴い一定程度の回復を見せたということで70%台の回復まで、元に戻りつつあったと。

そのままの状況で動けばということで考えていたところだったのですが、その後今度第3波ということで、ちょうど年末年始を挟み、また感染状況が広がるという状況の中で、お客様のほうが本来であれば12月多くの方から来ていただく時期、1月もそうなのですがという時期なのですけれども、残念ながらそういうふうにならずに、1月、2月に関しては、やはり9割近い減になったというような格好になってございます。

3月になりますと、一定程度感染状況が落ち着いたということもありまして、県のほうあるいは町の割引のほうについても、町割引というのは障がい者向けの割引なのですけれども、こちらのほうを再開させてもらったり、県の割引のほうも始まったということもあって回復の傾向になったところではあったのですが、残念ながらまた今第4波ということで、一番これまでで大きい影響を受けておりますけれども、いろいろなところに影響がありますが、今第4波ということでお客様のほうがまた止まっているといったような状況にあります。それが一番下のほうになりますけれども、現在第4波と言われる状況で、また再び大幅な減少という形になります。これが今までの大きな流れになります。

これを受けまして、もう一回すみません、ちょっと表面というか、反対の紙面のほう御覧いただければと思うのですけれども、見出しのほう「湯田上温泉の支援について」ということで、事業の概要等につきましては先回、4月6日の全員協議会のほうで、ご説明させていただいたところでございますし、あと予算規模につきましても先ほど説明でございました金額600万円で、1人当たり3,000円の割引、あるいは町外の方ですと3,000円の割引ではなくて、2,000円プラス町内で使える商品券ということで考えてございます。期間のほうは8月を挟む形にして第1期と第2期というような形で考えておりますけれども、感染症の状況によっては、協議がまた必要かなというふうに考えています。国県等の割引の併用は可というふうに制度のほうは考えています。

これらは先回ご説明した部分との重複になりましたが、今現在の状況、これ以降

になりますけれども、その後の経過ということで、この資料作成、前回のご説明させていただいたときはまだ3月下旬の段階でして、その段階ではまだここまで新型コロナの影響が広がるというふうにちょっと考えていなかった部分もあるのですけれども、状況は日々刻々と変わっているという状況を踏まえまして、その後の経過の中でもございますが、今県内でも警報あるいは特別警報が出されたりといったような状況で、他県との往来もなかなか難しいという状況になっています。

今後の見通しということで、新潟県の施策等の状況も注視した中で、事業所あるいは地域経済の支援という観点も当然あるのですけれども、一方で感染症拡大の防止という部分も当然ありますので、それらちょっと相反する部分ありますけれども、それらを見極める中で、この事業の開始を判断したいというふうに考えています。

今後のスケジュールですけれども、あくまでも感染状況がどうなるかという部分がありますが、まず最初に順番といたしましては町民向け、日帰りも含めてですが、町民の方向けの部分を先に開始のほうさせていただければと思います。これらについては、広報あるいは周知の関係もあるのですけれども、6月の初旬を開始の予定としてできればというふうに考えています。

また、町外者向けになりますけれども、この場合ですと当然県をまたいだ移動ということになってきますので、この辺になってきた場合は感染状況を考慮した中で、国や県の動向を踏まえて実施時期について判断していくという格好になりますので、6月下旬以降実施ができればというふうに考えておりますが、あくまでもまだこれは見込みですので、また確定した段階で関係する方たちに、あるいはその下にもございますが、CMや新聞などでの広告などについても、こちら予算今回100万円ということで上げさせていただいておりますけれども、その時期なども見計らっていきたいと思います。

また、湯田上支援に関してはこれ以外に、せんだっての説明の中では下水道使用料の部分についての300万円もありますので、湯田上温泉の支援に関しては合計で1,000万円という形になってございます。

私からの説明は以上でございます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、引き続き資料ナンバー1の3ということで、指定管理の施設のほうの入館者の比較表を資料としてつけさせていただいております。

一番上につきましては、ごまどう湯っ多里館の年度別の入館者の比較でございます。左というか、縦の率が年度の列でございますし、横軸がそれぞれ月という形に

なっています。令和2年度につきましては、合計で湯っ多里館につきましては7万5,095人ということで、対前年度で53%ということで、47%の減という形になっております。

それから、1枚はぐっていただきまして、椿寿荘のほうになります。椿寿荘のほうにつきましては、令和2年度の合計が7,462人ということになっております。令和元年度が1万111人ということでございますので、対前年度73.8%ということで、26.2%の減という形になっています。

それから、次はぐっていただきまして、YOU・遊ランドのほうになります。YOU・遊ランドのほうでございますが、こちらのほうは令和2年度の入場者数と、それから宿泊数ということになっておりますが、入場者数のほうにつきましては、令和2年度1万3,224人、それから令和元年度が1万3,548人と。一番合計の右の欄がありますが、右の欄の下から2番目、下から4番目の数字になりますが、令和2年度と令和元年度ほぼ変わらないという数字になっておりますが、これは公園利用者とかそういった方々の合計でございますので、この数字についてはほぼ変わりありませんが、実際にお金を落としていただく宿泊の関係につきましては、令和元年度が1,077人、令和2年度が294人ということで、対前年度でいいますと27.3%ということで、72.7%の減という形になっています。

それから、最後になりますが、羽生田野球場ということで、こちらのほうも令和2年度と令和元年度の対比をしますと、対前年度比16%の減という形になっています。

私のほうから資料の説明は以上であります。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、引き続きまして議案書の34ページ中段からになります。たがみの赤ちゃん特別定額給付金事業でございます。こちらのほうで501万3,000円の追加をお願いするものでございます。こちらのほう4月6日の全員協議会でもご説明させていただきましたが、昨年度に引き続きまして同様に1人当たり出生新生児に対しての10万円を支給するというふうな形になります。

こちらのほう、まず11節役務費でございますが、こちら通信運搬費といたしまして郵便料を計上させていただいております。申込書の発送または申請書の返信、また交付決定通知書を郵送する関係でございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金でございます。こちらのほう500万円を計上させていただいております。こちらのほう令和3年4月1日から令和4年3月31日までに出生した方々というふうな形になります。見込みといたしまして、50名を計

上しているところでございます。

続きまして、減収対策緊急支援金事業でございます。こちらのほう金額が530万9,000円というふうな形でございます。まず、11節の役務費でございます。こちら9,000円。こちら通信運搬費で郵便料を計上しているところでございます。支給の決定通知書の郵送というふうな形でございます。

18節負担金補助及び交付金で530万円で計上しているところでございます。こちらのほう昨年度も実施いたしました、昨年の支給額が平均5万3,000円ぐらいでしたので、その分、100名分というふうな形で計算をさせていただき、530万円というふうな形に計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、高齢者等PCR検査助成事業で185万5,000円でございます。こちらのほう後ほどまた保健福祉課のほうからご説明があるかと思いますが、11節役務費で2,000円。こちら郵便料でございますが、こちら県央研究所以外での検査を行った方への償還払いのための支給決定通知書の郵送代というふうな形になっております。

12節の委託料167万1,000円。こちらPCR検査委託料でございます。こちらのほう高齢者または基礎疾患を有する方というふうな形で、月当たり12件というふうな形で、おおむね全体では144名を計上しているのですけれども、こちらのほうの9割が県央研究所で行うというふうなことを想定いたしまして、130件分の費用を計上をさせていただいているところでございます。

18節負担金補助及び交付金でございますが、18万2,000円。こちらのほう先ほども言いましたとおり、県央研究所がメインとなるかと思いますが、それ以外の検査機関で実施した部分につきましては全額支払ってもらいまして、町の助成金というふうな形で償還払いをしていくというふうな形で、144名のうちの10%、14名分を計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、35ページになりますが、PCR検査助成事業というふうな形になります。こちら高齢者以外というふうな形になりますが、さきの全協でもご説明をさせていただきました。こちらのほうも910万6,000円を計上させていただいているところでございます。

まず、11節役務費でございますが、郵便料、先ほどと同じように検査機関、県央研究所以外で受診をしたと。検査を行ったというふうな形に対しまして、償還払いというふうな形でした方に関しまして、支給決定通知書を郵送するというふうなものでございます。

12節委託料でございます。819万円でございます。こちら検査手数料というふうな

形で、県央研究所への委託料というふうな形になります。自己負担2,000円というふうな形になりますが、こちらのほう全体で630件を予定しているところでございます。その分の経費819万円というふうな形になります。

18節負担金補助及び交付金で91万円でございます。PCR検査助成というふうな形で91万円。こちら検査機関、県央研究所以外で行った場合の償還払いというふうな形で、全体700件のうち70件を見ておるというふうな形で、この事業としましては70人分を見ておるというふうな形でございます。こちらで91万円を見ておるというふうな形でございます。

こちらのほう、保健福祉課のほうから今回の補正に関する資料等が出されておりますので、そちらのほうは保健福祉課からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、本日お配りいたしましたA3の横の紙でございます。連合審査会資料2ということで右上に振ってあるものでございます。これにつきまして、今堀内室長から説明ございました5目の中では、保健福祉課の中では、たがみの赤ちゃん特別給付金事業、あとPCR検査ということで、高齢者、65歳以上の方、基礎疾患も含むという部分の事業と。あと65歳未満の方の田上町PCR検査助成事業。あともう一つが給与収入に対する減収対策緊急支援金交付事業ということで、4つ事業があるわけでございます。この4つの事業、先月4月23日付けでこれと同じものを全戸配布させていただいたところでございます。既に申込みをされている方もいらっしゃいますので、よろしくお願いいたしますと思います。先回の4月6日の全員協議会で説明したところでちょっと変更したとかという部分がございますので、そこをご説明をさせていただきたいと思います。

まず、すみません、1ページということで、一番下に1という数字が入っているところがございます。連合審査会資料ナンバー2という部分でございますが、右側にたがみの赤ちゃん特別定額給付金のお知らせというものがございますが、4月6日の全員協議会では1月31日までの出生と。転入も1月31日までというようなお説明をさせていただいたところでございます。その中で、議員の皆様から、同じ年度という意味で1月31日で切るのは、やっぱり3月末まで延ばすべきだろうということでご意見いただいた中で、こちらで検討いたしまして3月31日までの出生、また転入ということで、支給対象者の中ほどの欄、変更させていただいたという部分がございます。

それから、この右側になります。PCR検査助成事業のお知らせというところで

ございますが、これにつきましては上の囲っている下の部分、米印がありまして、5月より毎月第1金曜日と第3金曜日の午前8時半から午前8時50分までに役場保健福祉課窓口へ採取検体をお持ちいただきますと、午前9時30分までに県央研究所へお届けするというところで、例えばお年寄りでも受けた方も当然いらっしゃると思います。ただ、どうしても足がないという方もいらっしゃると思いますので、そういう方のために月2回ではありますが、このような方法も取らせていただきまして、PCR検査を受けられるような体制をひとつつくったというところでございますので、よろしく願いをいたします。資料ナンバー2の説明は以上でございます。

それでは、次に移ります。同じく35ページでございますが、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費でございます。補正額といたしましては7,966万6,000円…すみません、議案書35ページになります。申し訳ありません。6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費、補正額7,966万6,000円でございます。これにつきましては、4月6日の全員協議会でもお話をさせていただきましたが、令和2年度で専決処分を1回行っておりますけれども、そのときは7月末までの経費を見込んでおりましたが、その後事業費の精査を行いまして、9月まで延長をして、経費を見込んで今回計上させていただいたところでございます。

説明欄でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業ということでございますが、まず報酬ということで事務補助員527万3,000円。これは、事務の補助であったり、接種の会場の事務職員の経費、事務補助員の経費ということになってございます。

3節の職員手当、時間外勤務ということで505万4,000円。これは、職員分ということでございます。

7節報償費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種謝金ということで1,000万円を計上してございますが、これは接種に関わります医師、看護師、薬剤師の謝金ということで、1,000万円計上させていただきました。

8節旅費21万1,000円でございますが、36ページに行きます。費用弁償ということで、これは報酬でもございました、いわゆる会計年度任用職員の通勤手当を計上させていただいております。

10節需用費、消耗品では185万円。衛生用品であったり、事務用品の購入経費でございますし、印刷製本費42万7,000円。これは、封筒等の印刷に充てるものでございます。

12節役務費、通信運搬費でございますが、これは郵送料、あとコールセンター等

の電話料ということで、86万6,000円を計上させていただいております。

12節委託料5,415万1,000円ということでございますが、まず接種委託料ということで4,736万2,000円。これは歳入でもございましたけれども、直接接種に係る経費ということで、国で示されている単価が1回当たり2,277円というふうになってございます。それに今見込みということで1万400人16歳以上の方がいらっしゃいます。その接種は2回というふうになりますので、その分を計上させていただきました。

人材派遣委託料262万4,000円。これにつきましては、コールセンターということでの人材派遣の分でございます。

医療廃棄物処理委託料1万2,000円でございます。これは、注射器などの医療廃棄物の処理の委託を依頼する経費でございます。

記録管理システム改修業務委託料ということで、これは国のシステム導入に係るシステム改修を行う経費でございます。

続きまして、被接種者送迎委託料250万円でございますが、毎週火曜日に交通手段のない方に対しましてバスを運行するというので、25回分を見込んで計上させていただいております。

その下でございますが、ワクチン輸送委託料60万円。これにつきましては、例えば施設接種、あと医療機関での個別接種というか、往診の方は基本的にはその医療機関で行っていただくことにしてございますので、保健衛生センターにワクチンがございまして、そこにそのワクチンを輸送していただくための委託経費でございます。

書類郵送委託料40万円。これにつきましては、施設とか往診の方の接種を行った医療機関に、その予診表がございまして、それを回収していただくための経費ということで計上させていただいております。

13節使用料及び賃借料98万4,000円でございますが、まず車借上料37万5,000円。これは、医師会の医師のタクシー代ということで計上させていただいております。

新型コロナウイルスワクチンWEB予約システム利用料7万1,000円。これは、今現在稼働しておりますが、その利用料ということでございます。

続きまして、充電式発電機50万円。これは、今ワクチンを保健衛生センターに保管しておりますけれども、例えば停電の際に冷却ができなくなると。非常電源にはつないでおりますけれども、その非常電源のキャパの部分もございまして。そういうことで、停電時の冷却にやっぱり必要だということで、それらをレンタルをして対応しているという部分でございます。

酸素ボンベ賃借料3万8,000円。これは接種後の緊急時のためのものということで、酸素が必要な方に対しまして行っていくということで、賃借料ということで計上させていただきます。

17節備品購入費85万円でございますが、これ施設備品ということで、パーティションであったり、保冷バッグであったり、接種会場等で使用する備品ということで、85万円を計上させていただいているところでございます。

それでは、すみません、今日お配りいたしました聯合審査会資料ナンバー3ということで、A4の資料今日お配りしてございます。それを申し訳ありません、お手元にお出しいただきたいと思っております。これに基づきまして、このワクチン接種のことについて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。皆様、よろしいでしょうか。いいですか。

(お願いますの声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) それでは、「今後のワクチン接種の進め方等について」ということで表題をつけてございます。

まず、1番のワクチン接種の受付件数ということでございますが、5月12日現在、ちょっと資料の作成上、12日現在でございます。全体で6,473件でございます。その内訳といたしましては、ウェブ予約として3,750件、コールセンターでの電話予約につきましては2,707件、窓口が16件。この窓口というのは、例えば聾啞の方であったりとか、どうしても予約ができないという方も中にいらっしゃいます。そういうことで、窓口受付ということで16件でございます。そういたしますと78.9%の方の予約が今あるということでございますが、その下括弧書きでございますが、65歳以上の高齢者数としては4,100人、回数としては2回接種になりますので、8,200件ということになります。これは施設入所者を除くというふうにしておりますので、これは8,200件に対しましてこの予約が6,473件ということでありますので、78.9%の方が今予約をしているという状況でございます。

予約状況につきましては、4月19日から5月12日、おとといまでの状況をここにまとめさせていただきました。4月19日から始まったときはかなり殺到いたしまして、件数を見ていただければ分かると思いますが、かなりの方が予約をしているところでございますが、今は大分落ち着いているという状況でございます。今朝ちょっと昨日の状況を集計いたしましたので、お知らせをいたします。5月13日が空欄になっておりますけれども、5月13日のところでウェブ予約につきましては4件でございます。電話予約については2件であります。窓口予約についてはありません。

0でございます。ですので、合計が6件ということで13日現在となっております。それに伴いまして、申し訳ありません。合計が変わってきます。ウェブ予約につきましては3,750件とありますけれども、3,754件になります。電話につきましては2件追加されますので、2,709件でございます。窓口については0でございますので、16件で変わりございません。合計といたしまして6,473件とありますが、6件追加されますので、6,479件ということになります。これによりまして約80%の方が予約をされたというような状況になってございます。

2番目でございます。65歳以上の高齢者の接種計画ということでございます。4月26日に政府から、希望する65歳以上の高齢者の2回目の接種を7月までに完了させるとの方針が示されました。実際には4月23日の記者会見でありまして、通知は26日にあったということでございます。このため、町は接種計画の見直しを図り、次のとおり7月末までに65歳以上の高齢者の2回目の接種を完了するよう調整しておりますということでございます。別紙1はちょっと後で説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

これに伴いまして米印というふうにございますが、医師の確保につきましては、加茂市医師会に接種体制の拡充を要請いたしましたけれども、これ以上の対応は難しいということであったため、民間の医師派遣会社というのも実はございました。そこに依頼をかけております。その後、県の医療調整本部にも派遣を今依頼しているという状況でございます。看護師の確保につきましては、県のナースセンターというところがございまして、そこなどにも派遣を依頼しているという、今そういう状況でございます。

1枚はぐっていただきまして、2ページ目を御覧ください。2ページ目の一番上になります。また、既に8月、9月に予約を入れている方も多い状況がございます。政府の方針を踏まえましてその方々を7月末までに接種してもらうには、予約の取り直しをしてもらう必要があるということでございます。その方法は別紙の2のとおりというところでございますが、別紙2は後でまた説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では次、3番目でございます。予約上の苦情等による対応でございます。電話がつかないであったりとか、インターネット予約の方法が分からないという苦情が多数寄せられました。場合によっては、どなり込まれたこともございました。このことから、電話回線を4月26日から3回線から1回線増やしまして、4回線としたところでございます。また、インターネット予約についての操作方法をサポート

するというので、4月23日から役場1階の多目的会議室にサポートセンターを開設いたしまして、インターネット予約のサポートを行っているところでございます。ウェブのそのサポートの利用者数ということで、ここにまとめさせていただいております。初めのほうは多いのですけれども、今本当少なくなってきたりまして、5月13日が空欄になってきておりますが、5月13日、昨日は0でございました。ですので、合計は64件ということで変わらずというふうになってございます。

4番目でございます。65歳未満のワクチン接種についてでございますが、8月頃から実施したいというふうに考えております。高齢者の予約時の混乱を教訓といたしまして、次のとおり予約方法の検討を今行っているところでございます。まず、年代を分けて接種券を発送していきたいと。その予約期間も、期限を区切って受け付けていきたいというふうに考えております。続いて、コールセンターの回線数の増設も行っていきたいというふうに検討しているところでございます。また、もう一つですが、役場にウェブ予約用のパソコンを設置いたしまして、希望者には予約のサポートを行っていきたいと。スマホの予約ではなくて、今度パソコンを用意して、そこでサポートをしていきたいというふうに考えておりますので、このような形で65歳未満のワクチン接種につきましては、今回の混乱を教訓といたしまして、今検討をしているところでございます。

それでは、3ページ、別紙1というところをご説明をいたします。別紙1につきましては高齢者の接種日程ということで、国の方針がございました。それによりまして、かなりの日数を増やして対応していく必要がございます。そういうことで日数を増やしているところでございますが、まず5月でございます。5月のナンバーのところにはダイヤマーク、黒ダイヤがついておりますが、これはもともとの接種日でございます。5月につきましては、もともとの接種を予定していた日ということで、保健衛生センターと医師会ということで、接種人数としては、5月計としては、件数になりますけれども、1,140件でございます。6月からは、先ほど言いましたけれども、このダイヤマークというのが、もともと予定を組んでいたところでございます。ただ、番号が左側に振ってあります、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11と。これを増やしていきたいという考え方でございます。

今、丸がついているところございますが、これは医師のマッチングができているところでございます。ですので、6月3日の午後、これは医師のマッチングができております。6月10日も、午前、午後医師のマッチングができていると。17日も、午前、午後できている。24、25日も、午前、午後できているというような状況がご

ざいます。保健衛生センターにつきましては210人ということで今やっているのですが、5月30日を見ると270人ということで増えておりますが、これはまたちょっと増えるという要素がございます。これはまた後で説明させていただきます。

今度1ページはぐって4ページになります。4ページは、7月の予定を入れてあるところがございます。先ほど言いました黒ダイヤは、もともとの予定が入っている日でございます。7月については、12、13、14、15日からずっと来まして、最後29日ということでございますけれども、この数字、ナンバーが入っている日を増やしていこうという、考えているところがございますが、7月1日、2日、これは医師のマッチングができておりますし、7月7、8日、これも午前、午後マッチングできております。14、15日も両方マッチングできておりますし、20日は午前だけ。7月21日から23日は午前、午後マッチングができておりますし、29日は午前、午後マッチングができておりますし、29日は午前、午後マッチングができていたというような状況でございます。非常に難儀な作業でございますが、このような形で私たちは一生懸命医師の確保に向けてやっております。

そこで、5月から7月までの接種可能件数ということでございますが、1万740回。単純にこれを足していくとこうなります。高齢者の回数としては8,200回でございますので、これら全部可能になれば、高齢者の人はもう当然ながら100%受けられるという状況になります。

その下の米印でございます。7月までの高齢者の接種当初日程としていたしましては18日間、3,240件ということでございましたが、7月まで高齢者の接種追加日程ということで、29日間を増やすという今予定をしているところでございます。これで増えた分が7,500件というふうになりますので、合計といたしまして1万740件でございます。保健衛生センター分ということで、5月30日から9日間、210件から270件でプラス60件増えるということでございますので、それも含んだ数字で1万740件となっております。

依頼先ということでございます。一番右側に依頼先ということでございますが、県という表示は新潟県医療調整本部。民という表示が民間の医師派遣会社ということで、日にちがかぶらない形で依頼をしているところでございますので、接種日程の追加ということでは、このような形で今進めているところでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、5ページからは別紙2ということで、予約の取り直し等の方法ということで別紙2からの説明でございます。5ページからは渡辺副参事から説明をいた

しますので、よろしく願いをいたします。

保健福祉課副参事（渡辺絵美子君） 保健福祉課、渡辺と申します。よろしく願いいたします。私のほうからは、5ページ、別紙2というところで、課長の説明と重複する部分があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、今まで説明がありました。政府の方針で令和3年7月末までに希望する65歳以上の高齢者の方について、2回の接種を終了するということが示されました。それを受けまして、1番として、接種枠の拡大ということで、保健衛生センター、こちらは田上町が検診を委託している機関であります。こちらの接種人数の拡大の要請を行った結果、1日60人増やすことが可能ということになりました。それで、当初1日210名だった予定が1日60人増えたということで、5月30日の日曜日から1日270人ということで接種が可能となります。それで、5月30日から7月27日までの間で9回の接種日を現在確保しておりますので、単純に540回に回数を増やすことができます。それから、県の医療調整本部、民間への医師派遣会社へ依頼している部分でございますが、6月が11回、7月が18回、こちらは現在マッチングを進めておりまして、調整中でございます。

2番としまして、こちら予約方法についてでございますけれども、こちらにつきましては、大変65歳以上の方についてはご迷惑とご心配をおかけしました、申し訳ございませんでした。

それで、まず電話予約でございますけれども、コールセンターでの電話が大変込み合う状況を緩和するために、段階を設けて受付をするということを考えました。まず、第1段階としまして、1回しかまだ予約をしていない方がいらっしゃいます。それから、1回目と2回目の予約間隔がもう6週間以上空いている方がいらっしゃいます。このツーパーターンの方について、予約の登録だったり、変更をお願いしようと思っております。それで、先ほども申し上げましたが、その期間として一応5月24日月曜日から5月28日金曜日、1週間で予約をお願いしたいと思っております。

それから、第2段階としまして、8月、9月に既に予約を入れている方もいらっしゃいます。それから、新規、まだ何も予約していない方もいらっしゃいます。こちらにつきましては、年齢ごとに平日3日間ずつコールセンターで受付を行いたいと思っております。その期間につきましてはまず年齢で区切っていきたいと思ひまして、1番、80歳以上の方が5月31日から6月2日。70歳から79歳の方、こちらは6月3日から6月7日。次、65歳から69歳の方、こちらは6月8日から6月末ぐらいを一応

のめどとして、予定を変更していただきたいと思っています。

その理由としましては、65歳以下の接種の予約が段階的に始まっていきますので、その65歳以下の接種の予約が始まる前までに、高齢者の方には予約の変更をお願いして、ぜひ接種を受けていただきたいという意図がありまして、こういうふうにさせていただきたいと思っております。

それから、役場へ来庁して直接予約、こちらにつきましても密を防ぐために来庁日程を、電話予約と同じ日程として予約をサポートしていきたいと思っております。こちらにつきましては、今までウェブ予約サポートということで行ってきたわけですが、そちらを直接予約のカウンターに変えまして、多目的会議室で受付を行おうと思っております。そちらにつきましては会計任用職員を増員して、常時3台ぐらいで対応していければと思っております。

それから、最後ウェブ予約なのですが、こちらは段階や年齢区分の制限を行わず、これまでどおり自由に予約とか変更を行っていただきたいと思っております。

裏はぐりまして、6ページ目になります。この方法についての今後の広報につきましてですが、今日全戸配布をさせていただきたいと思っております。国の方針を踏まえまして、7月末までに65歳以上高齢者の2回接種終了をお願いする旨の広報を行いたいと思っております。こちら報道等でかなり心配の声が上がっておりまして、コールセンターや保健福祉課にも電話がかかってきておりますし、予定として広報を出させていただきました。これも医師のマッチングとかまだ今現在進行中の部分が結構ありますので、もう1週間ぐらい様子を見て、改めて周知することをお願いする旨の広報紙を出させていただきました。

すみません、では7ページのほう先に見ていただきたいのですが、こちらが今日配付しました、65歳以上の方の新型コロナウイルスワクチン接種日追加のお知らせということで出させていただきました。こちら上のほうはちょっと読みませんが、追加の接種日についてだとか、それから予約変更の方法、今説明したとおりのことを載せております。それから、役場に来庁しての直接予約、こちらは今回初めてですが、それからウェブ予約ということで、今説明した内容をここに載せてございます。

戻りまして、6ページなのですが、一応来週の金曜日に全戸配布臨時ということで、今7ページで出した広報誌をもっと日程だとか、具体的にお示しできるようにちょっと1週間もう少し時間をいただきまして、全戸配布を行っていききたいと思

ます。

この町民の皆様にお知らせする方法として、やはりホームページだとか行政メール、それから今回は防災行政無線も使いまして、高齢者の方の耳に触れて、何か紙一枚ではなかなか目に触れる機会が少ないかもしれませんので、お伝えできること、それから集団接種が始まったわけですが、そちらについても結構時間前に、1時間前にいらっしゃった方だとか、かなりやっぱり気をもむというか、早くいらっしゃる方がいられて、でもやっぱり時間どおり人数分でワクチンを出していますし、来るのをやっぱり緩和して時間設定しておりますので、来られても入場制限がありますよということなんかを、ちょっとここら辺に盛り込んでいければいいかなと思っております。

すみません、説明は以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思います。

午前10時38分 休 憩

午前10時54分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、申し上げた時間より少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、会議を再開したいと思います。

説明が終わりまして、まずは2目予防費についての質疑を受け付けたいと思います。

ご質疑のある方、ご発言願います。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今2目です。2目予防費、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業についての質疑を受け付けたいと思います。

8番（椿 一春君） では、1点お願いします。

予算、歳入額と事業費の関係なのですが、歳入のほうで882万9,000円と歳入があり、事業のほうの予算で157万2,000円の事業なのですが、この残金の約730万円についてはこれからまだほかに何か事業するのか、その辺のお金の使い方についてお聞かせください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 歳入と歳出の差がございます。これにつきましては4月6日の全員協議会でも説明を申し上げたのですが、職員の人件費、いわゆる企画調整に要する経費ということで、保健師1名分の人件費は丸々見られます。あ

と、時間外勤務……すみません、人件費。それから、あと保健師の通いの場の関与に関する経費ということで、保健師3名分、管理栄養士1名分というその人件費分も見られます。その人件費分につきましては、既存の3款、4款の保健師、栄養士の給与のところに充当しているという考え方です。ですので、要は歳入が入ってきますけれども、それは歳出のところに充当して行っていくということで、その差が歳入と歳出へ出ているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

8番（椿 一春君） では、何か普通の一般的なほかの事業なんかからいくと時間外手当ですかそういった項目で入っているのですが、丸々給与の中であてがうので、従来町の予算の中に入っていた人件費に含まれて一緒に入るのか。そうすると、町のもともと保健福祉課で見ていた中の人件費分が余るという形に最終的には出てくるのか、どうなるのか聞かせてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 要は今まで人件費というのは一般財源ということで見ておりますけれども、その一部が、その差額の分が特定財源、この高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業の受託事業収入ということで入ってきますので、その財源の振替を行うという考え方です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、4款2目予防費、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業についての質疑は打ち切りたいというふうに思います。

続いて、5目新型コロナウイルス対策費についての質疑を受け付けたいと思います。

ご質疑ある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 5目のところでの質問は、先ほど説明をしていただきましたこのA3の資料2に基づいてなのですけれども、ぱっと見ますと自己負担額1回最低2,000円となっているのですが、これ1人1回でよかったかなと思ったのですが、それともその後変わって、1人1回最低2,000円だと思ったのですが、それとも何回でも1回最低2,000円が変わったのかなと今思って、これを見る限りはそういうふうな捉え方になってしまうのかなとちょっと確認しています。

5月より第1金曜、第3金曜を、キットを持ってきてくださいと、県央研究所に持っていきますよという配慮をいただいているのですが、ではこのキットというのは、これはやっぱり県央研究所にもらいに行かなければならないのか、

その2点ちょっと確認したいのですが。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 資料ナンバー2の資料でございます。1回最低2,000円というふうにあります。これは回数制限を設けておりません。高齢者のPCR検査の事業、あと一般の65歳未満の田上町PCR検査助成事業につきましても回数制限を設けておりませんので、1回最低2,000円という考え方です。ですので、その方が2回、3回受けても1回最低2,000円という考え方でございます。

それから、第1金曜、第3金曜日に役場に持ってきていただいた場合、県央研究所へお届けしますというふうにあります。これにつきましては、事前に保健福祉課に申請をしていただいて、その方が検査日いついつとって県央研究所に予約をします。それで、通常であれば県央研究所にその方が行って、そこで検体を取って、朝行けば午後判明するのですけれども、その方が郵送してくださいと、キットですね。キットを郵送してくださいということもできます。そうしますと、県央研究所からその方のところにキットが郵送されます。それで、この第1、第3金曜日に検査をしたいのだということであれば、キットにその日の朝取っていただいて、役場に持ってきていただくということになります。

6番（中野和美君） そうしましたらキットのことなのですけれども、事前に送ってほしいと県央研究所に伝えてくださいというような一言があるともっといいのではないかなと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 申込みに来られますので、その際にこちらからお聞きをして、こういうこともありますよということで、その辺は来られた方に丁寧に説明はしておりますので、第1なので、先週の金曜日1回目だったのですが、そのときはございませんでしたけれども、申込みに来られた方には丁寧に説明をしていくところでございます。

1番（小野澤健一君） 私は、中小・小規模企業対策事業、これについてちょっとご質問をいたします。

先々般の全協のときにお話をさせていただきました。いわゆる経済政策あるいは施策を打つ中において、当然その該当の地域の社会あるいは経済状況がどうなのか、そういったものを把握した中で経済政策であるとか施策を打つのが筋だろうということで、4月6日の全協のときにご質問をいたしましたけれども、なかなか回答が手間取ったような形でございます。例えば経済政策の規模であるとか内容、これが有効に地元経済あるいは社会の中で有効に機能するかどうか、これ非常に大事なことだろうと思うのですが、町側の今の田上町の社会あるいはその経済の状況

についての見解、これをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 今の田上町の経済状況ということでございますが、皆さん当然ご承知だと思っておりますが、昨年の4月から新型コロナの緊急事態宣言ということで1回目の宣言が出まして、その後2回目、3回目ということでずっと収束してはまた人数や感染者が増えているという状況になっております。それで、そういった形の中で、不要不急の外出、それから都道府県間の移動の自粛とか、酒類を提供する飲食店への休業要請とか時短要請などということで、田上町においては緊急事態宣言以外にはそういった時短要請等はありませんが、いわゆる感染者の防止ということで人の流れを抑え込む施策が国、県なりを中心に叫ばれているところでございまして、町の状況でございますが、私ども田上町商工会のほうを通じていろいろとお話をお聞きしたり、それから私どものほうで直接お聞きしたりということでやっております。今、特に町長、副町長、それから担当課のほうで計画的に町内の事業所、それから商店のほうを今現在回ってきております。

そんな中でいろいろ聞いた内容でちょっとお答えさせていただきたいと思うのでございますが、今の状況でございますが、正直言うとあまり新型コロナの影響を受けていないというところもいつときから見れば経営のほうが大分上向ってきて、影響を受けていないと戻ってきたというところもありますし、製造業の関係は飲食の関係がちょっと影響があるということで、飲食関係の製品を製造している事業所は苦戦しているという状況もお聞きします。それから、先ほど申し上げましたとおり、人の流れを抑えて感染拡大を防ぐということですので、観光、旅館の関係、それから仕出し屋とか、そういった飲食の関係でございますが、いまだに通年の売上げが5割以下だということもあるというふうにお聞きしています。それから、小売店のほうも、やはり新型コロナの関係もあって消費を手控えているという状況もお聞きしてございまして、売上げについても20%から30%減なんていうところもございまして。それから、酒屋とかにつきましても、やはり夜、夜間お酒を出すそういった居酒屋とかが、やはりお客がなかなか行かないということで、配達がほとんどないというところも実は聞いています。8割減だというふうに聞いております。それから、交通事業者の関係ですが、やはり夜が動かないということで、温泉街のほうの会合、それからそういった飲食の関係のそういうものがないということで、やっぱり3割、4割減しているということをお聞きもしておりますし、クリーニング業についても50%から70%ぐらい落ちているということも実はお聞きしています。あと、新型コロナの影響で今後影響が出るだろうということで、材木が大分高騰しているという状況

も聞いております。その辺も今後懸念される材料ではありますが、まずはいろんな形で地元に出て声を聞くということを今後も引き続きやっていきながら、町としてどういう支援ができるかというのを考えていきたいと思っております。今の町の現状について十分な説明ができたかどうか分かりませんが、一応このような形で町としては考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 番（小野澤健一君） 具体的なようでは具体的ではない。要は私本当4月6日の日に言っ、逆に町側が答えられないことに対して非常に違和感を覚えたのです。要は政策を打って、それがちゃんと地元経済の経済的離陸、いわゆる上昇基調に持っていられるかどうか。それをやるのが政策であって、要はやってもやってもうまくいかないのだというような規模であれば何回やったって同じではないかと。だから、田上町の経済だけとは言わない。社会、経済がどのような状況かということ町は考へて、だからこういう政策を打つのだと、そういうロジック的なものを何も感じない。いわゆる今までやってきたからまた同じものを繰り返すと。それもいわゆる予算の額が決まっているから、その中で予算額は幾らだと、こういう形で本来の経済政策の在り方とは全く違ふ。頭が決まっ、その中で予算オーバーになると悪いから云々だというような形でやっているのではないかなという気がします。

私も町内に幾つか定期的にいわれる情報を得ているところがあります。それはどこかとは言いません。それを私はやっぱり私自身で分析をしてみると一向によくないし、そして製造業についても確かに何をつくっているかによって全然違ふ。例えば空気清浄機の部品とか造っているのは非常に好調なのです。ところが、暖房器具とかそういったものをつくっているところはだめだ。だから、そういった製造業だけ、製造業というくくりではなくて、製造業で何を造っているかとか、そういうきめの細かいものを、やはり町長だったら町長、副町長だったら副町長、いわゆる町がどういふふうにして見ているかということをしかりとやはり示して、その中で経済政策を打ってもらいたい、私はそういうふうに申し上げている。今、定期的に出ているというのですが、これはずっと続けると、こういう意味でしょうか。私の情報源のところも恐らく今後行くのだろうというふうに思ふのですけれども、どういふ内容を聞いたかまでは全部耳に入るようになってしまふ。

したがって、何が言いたいか。いわゆるこんにちは、さようならではなくて、本当に田上町は今どういふ状況にあつて、何を今しなければ駄目なのか、こういうことをしかりと考へた中で政策を打ってもらいたい。例えばプレミアム付き商品券も6月からやるのでしょ。6月だ、まだ。6月から。何でこんな時間かかる。例

例えば小売業があっぷあっぷして、小売業というのは田上町において41億円の市場規模あるのです。平成28年の経済センサスで見ると41億円だ。ここがもし、がたがた言い出したらどうするの。いち早くいわゆるプレミアム付き商品券を発行して使ってもら、そういうものをやらなければ駄目ではないの。だから、私はそういうことを言っている。何か要は印刷に時間がかかるから、いや、何だから、いや、だからこうなのだと、全部経済政策の切れ目がないことが本来なのに切れ目が、これだけ3か月も4か月も切れている。その間に経済がよくなっているわけではないわけですから、だから実態をよく把握をしてくれと。けつをたたかなければ駄目なのであればけつをたたいて、どんどん、どんどんプレミアム付き商品券も早く実施をしてくれと、こういうことを私は申し上げている。

いわゆる最後に言いますけれども、町の地元に対する実態把握非常に弱い。もう少しやっぱり商工会ではなくて、自分らで行って聞いてきなさい、これだけ事業所が何万も何十万もあるわけではないのですから。例えば旅館にしても、旅館聞きに行きました。聞きに行った。

(聞きに行きましたの声あり)

1 番 (小野澤健一君) では、そこの出入り業者は聞きに行った。

(聞いていませんの声あり)

1 番 (小野澤健一君) 例えば大きな商いをしているところに行っていないのだ。何でそこ行かないのか。おまえさんのところ来ましたかと、いや、全然来ていないと。だから、あれだけいわゆる旅館を支援するに当たって町の事業者が4割程度しかないと、こういうふうに言っているわけです。それを挙げてやる努力をしてくれと、こうもう言ってきたわけだと。であれば、そういうところをどんどん、どんどん回ってしっかりとした把握をして、旅館は人が来ないかもしれないけれども、そこにぶら下がっているところがもう息絶えたなんていうことになれば困るわけです。では、そっちのほうを先に支援できないのかと、そういうやっぱり発想するのが経済政策だろうと私は思う。ちょっと人ごとのようなやっぱり政策で非常に残念です。もう少しやはり真剣味を持った、あるいは実効性を伴った経済政策を私はやってもらいたい。そして、田上町のこういう状況はどうですかと。私が4月6日に説明したのだから、私がまた再度質問しなくても答えてくれるのが普通ではないかと私は思うのだけれども、これについていかがですか。

産業振興課長 (佐藤 正君) おっしゃるとおり、資料ということでは今回当然出していないので、4月6日の日に小野澤議員からそういったご意見をいただいたこと

に対してすぐそういった形でお話ししなかったのは、こちらのほうもちょっとうまくなかったなというふうには思っています。ただ、町としては、これから計画的にいろんな事業所、いろんな職種、業種も含めて、これからもずっといろんな形で状況を聞いて回りたいというふうに思っています。小野澤議員おっしゃるとおり、本来ですと旅館に行ったら旅館業に関係するところの事業所といいますか、そういったところに行って掘り下げの中で、いろんな影響度を見ていくという形のやり方を本来すべきなのかもしれませんが、一応私どもとしては町内の多くの業種のところにまずもって、取りあえずは幾つか回った中でお話を聞いて、それを継続していきたいということで、今後もいろんな事業所に直接出向いて、町長、副町長、担当課として含めてですが、お話を聞いていきたいというふうに考えています。できるだけそういった事業所の今の実態を踏まえた中で、今後の施策、必要に応じて施策をきちっと打っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番（小野澤健一君） では、そういったヒアリングを続けていただくのは非常に大事なことだと思うので、お願いします。

では、最後の質問します。今現在、そういった田上の社会、経済に対する認識の中において、この経済施策については十分か、あるいは今後もこれにプラスをしてやっていくつもりがあるのかなのか、これについてお答えをいただきたい。これで私終わります。

産業振興課長（佐藤 正君） 今回いろいろな業種、飲食業、それから交通事業者、それから先ほど申しあげましたクリーニングだとか、小売業とか、いろんな形で少なからず皆さんが影響を受けて、大分ご難儀をしているという状況があります。そこで、町としては、今回商品券ということで商品券の発行を昨年引き続きさせていただいておりますが、場合によっては今後も新型コロナの影響が長引くということであれば、飲食店も大分厳しい状況もありますので、そういった以前出しました飲食券の発行であるとか、そういったものも含めた中で、町として少し検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

副町長（吉澤深雪君） すみません、ちょっと補足して説明いたします。

小野澤議員のほうでこれで十分かというような質問ありましたが、当然十分であるとは思っておりません。これも4月6日全協で説明したときにもお話ししましたが、取りあえず当面すぐのものを上げさせてもらったということでもありますので、今担当のほうでお話ししたとおり、いろんな調査等を行った中で、いろいろまたど

ういうところが困っているか、あるいはどういうことができるか、やれるかというものを今後また検討して、新たな政策、施策になるよう打ち出して、皆さんのほうにご協議した中で進めてきたというふうに考えております。

以上であります。

1 番（小野澤健一君） では、副町長お答えいただいたので、ちょっとお聞かせください。

副町長とか町長が今までに行った事業先というのは何先ですか。それちょっと教えてください。大体10とか20とか30とか。

副町長（吉澤深雪君） 私は、10社前後かなと思います。町長、5、6社程度ですか。もうちょっと行きましたか。

1 番（小野澤健一君） 田上町の事業所は大体400から430と言われている。したがって、全て回るぐらいのやっぱり覚悟で回ってもらいたい。今現在10社では、申し訳ないけれども、どういう形で選んで行ったのか。例えば少ないのであれば、いわゆる雇用が多いところ、あるいはそこが何かあったときに波及が大きいところ、そういうところをまず重点的に回るべきなのです。片っ端から回っていったって、なかなか状況なんて把握できません。その点老婆心ながら、そんなのは釈迦に説法みたいなもので、分かっているよというのであればいいのですけれども、ちょっと私の経済認識と大分乖離がある。私結構どきどきしているのですけれども、何か町側のほう別に平気な顔をしていらっしゃるような、そんな感じが見受けてならない。これ本当に何か、特に製造業あたりがおかしくなりだしたら本当に止めることがもうできませんので、その分だけヒアリングはしっかりと継続をして、それについての状況なんかも逐次我々にもお教えいただければ、非常に助かるなというふうに思っていますので。

以上です。

10番（松原良彦君） 私のほうから、農業経営継続支援金、これは3月の議会のときに出了たもので、審査に受かってもなかなかお金が配られない、お金の配布がないというか、お金がついてこないのですけれども、農業再生協議会が頑張っているわけですから、もう少し今どうなっているのか、支払いはいつ頃になるのか、その点をお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどのご質問でございますが、農業経営継続支援金のお話だと思います。昨年は一応支払いのほうを、当然米の下落に応じて、下落の金額を確認した中で、仮渡金の決定が行われた中で金額の判定といいますか、確定を

して支払いをしていったという経過があります。今年もそういった意味で、8月に再生協議会の総会をやりまして、この形でスケジュールというか、これから経営継続の支援金を配布するという形で、8月の下旬に一応米の仮渡金が決定的ということになりますので、その決定を見た中で農家組合長会議を開いて、それからそれぞれの農家から申請書を上げていただいて、支払いのほうをさせていただきたいというふうに考えています。したがって、最終的に支援金の振込については12月を予定しております。

以上です。

10番（松原良彦君） それでは、その問題大変問題になります。だって、私たちは農業機械も買い、それからいろいろ苦勞したりなんかして、今コンバインなんかは500万円以上、田植機は200万円以上、乾燥機もそれなりに高くなっています。とてもそんな悠長なことを言っていては、田上の農家はみんなやめてしまいます。もうそれこそこのウイルスに関連してみんなじっと我慢して協力しているのに、この第三次補正はそんなに12月まで待ってくださいなんていうのは農家に対して失礼ですし、それはちょっとうまくないです。もっと早くなるようにはできないのですか。再生協議会とよくもめば全体の見通しが分かるかと思うのですけれども、それではお金を返すみたいなものではないですか。もう少し早くできないか、それお聞きします。

産業振興課長（佐藤 正君） スケジュールの概要をお話し申し上げましたが、皆様のほうにはできるだけ早く、お金のほうの支払い当然させていただきたいと思いますが、あくまでも令和3年度産の米の仮渡金の決定をもって、今回継続支援金を支払いするということになりますので、その決定というのが8月下旬になります、いずれにせよ。8月下旬以降にしか支払いがしたがってできません。それを見て支払いを決定するという形になりますので、そうしますと私先ほど12月と申し上げましたが、できるだけ支払いのほうは早くしたいと思っておりますが、今のところこういうスケジュールで考えているところであります。

10番（松原良彦君） お話は大変よく分かりましたけれども、それでは私どもは三次補正が決まったのだからすぐ出てくるだろうと。すぐというわけにはいきませんが、思っていたのですけれども、それでは基幹産業の一つである農業がそれ自滅してしまいます。もっと皆さんから協力していただかないと駄目だと思います。特に私たちは田上町再生協議会の審査に合格して達成しているわけですから、もっと何かしら便宜を図っていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

産業振興課長（佐藤 正君） 一応先ほど申し上げましたとおり、8月下旬に仮渡金の

決定がありますので、ここはちょっと動かすことができませんが、支払いについては可能な限りいろんな会議も含めて前倒しをして、できるだけ早く支払いをするような形で対応させていただきたいというふうに考えています。

8 番（椿 一春君） では、課長の説明を聞いてなのですが、これ国三次補正に対する4月6日のこの説明内容と全然違ってしています。ここで書かれているのは、令和3年度の米の価格が見込まれるから、要請を決定したというふうに書かれているのです。確認するなんて書かれていないのです。いつ変わったのですか。ここそうであれば最初にそれ確認してからというふうにやればいいのに、それがちょっと間違っています。それで、先ほど町長も急ぐのを専決で上げたのだというふうに言って、緊急度があるから専決処分でやって、何を言っているのですか。そこよくもう一回考え直してください。

産業振興課長（佐藤 正君） 4月6日の専決のときには、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業案概要ということで、ナンバー4ということで農業者経営継続支援金の交付事業ということで、それらのシートを政策推進室長のほうで説明をしたと思います。

そこで、早期に支援が必要な理由ということで、これは国の三次補正に係る部分で、それで農業者の経営支援をやっていきたいということで上げた事業であります。この中に書いてありますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で業務用米の在庫が増えていることもあり、主食用米の令和3年産の下落が想定されるということで、農業者の減収が見込まれるため支援したいということであります。ですが、今のところこの民間の大分在庫量が残ることが想定されるので、一応予算の中で60キロ当たり多分2,000円以上の価格が下落することを踏まえて、農業者の減収が見込まれるということで町としては予算の部分で、予算の確保ということで今回専決予算をお願いしたいということで上げたものであります。

そこで、本来経費が、さっき言いました仮渡金の部分での確認しか、どの程度下落するかというのはちょっと分かりませんので、それが下落しないということも場合によってあるかもしれませんので、その下落した金額を確認した中で、昨年も実際そういう形で下落した金額を確認した中で、支払いをしたという形になっていきますので、今年もそういう形で、同じような形で対応していきたいというふうに考えておりましたので、そのような話をさせていただいたのでございます。

以上です。

8 番（椿 一春君） それはやっぱりその下落を確認し、令和2年のときはもう時期的

にも確認できる時期だったと思うのですが、ここにちゃんと書いてあるではないですか。令和3年度も下落の見込みあるし、昨日だったか、米の価格動向か、今平成25年度と大体同じぐらいの推移で、あわよくばもう平成26年度のがつんと下がる一番近年で最低価格にいった金額にも、もうそういうふうになるということを農協も言っております。この前何か出荷組合、出荷説明会の中で、そういった社会情勢を言われているのです。それと、ここに確認されているということは何も書かれていないです。もう見込まれるからこの事業をやりたいのですという町の提案に対して専決処分を、ええ、必要ですねということでやったのですから、やっぱりそこはもうちょっと考え直してもらわないと、言っていることとやっていること違うではないですかというふうに私は考えます。お願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、ちょっと4月6日の段階で細かい説明をしなかったのかもしれませんが、先ほど私が申しあげました農業者経営継続支援金の交付事業のナンバー4というところの実施期間のところ御覧いただきたいと思うのですが、ここのシートの約真ん中ほどです。実績期間ということで、令和3年9月から12月末完了予定ということになっています。ここでは、先ほど私が申しあげましたとおり、今米の下落が、確かに下落するだろうというふうに思われていますが、私も実際そういうふうに思っておりますが、先ほど申しあげましたとおり、仮渡金の決定を見て、それで実際に下落したという状況を踏まえた中で、町として支援していくという形で考えたものですから、ここで実施期間、令和3年9月から12月末を完了予定という形で記載させていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（高橋秀昌君） 課長、おまえさんは、4月6日の日にいっぱい説明しなかったけれどもと言っているが、我々はいっぱいこと質疑をやりたかったが、盛りだくさんで中途半端で終わったのです。私は今日の議会でいろいろ質疑をしたことに対して、あなた方が丁寧に説明をするのかと思ったら何にもしないのだ。それで質疑が出ると、あのときこう書いてあったではないかとか言うのだ。いいですか、もともと議会を行ういとまがないから専決なのでしょう。あなた9月から12月の間にやるのだったら9月議会に出せばいいではないか。何で全議員がいろいろ不満はあるけれども、なかなか議論が尽きないけれども、まあいいではないかと言ったのは何だ。少なくとも6月議会まで執行するからでしょう。あなたは、4月の段階で9月から12月まで執行すると書いてあるではないかなんて開き直る理由がどこにあるの。

それから、あなたがいないうきにこの問題が議論されました。つまり令和2年の

ときなのです。そもそも農業支援をどう見るかということなのです。当初課長補佐から、果樹だったか、あるいは花とか、そういう提起がされたのです。そこで私は、そういう捉え方は正しくないのではないかと、田上町は農業といえば米を中心とした複合経営ではないかと。そうした田上町の農業の特徴を米を中心とした複合経営という捉え方をすべきではないかと、そういう考え方に立ったのです。

ここでそういう考え方に立って、それではどこにポイントを置くかということ、米のところに置こうではないかという考え方に立ったわけでしょう。つまり何が言いたいかということ、米はまた令和2年よりも、約ですが、50ヘクタールもの減反を強いられているのだ。これは、皆さん方の給料からすれば、さらに何%か、つまり全体としては40%を超える減反をさせられているのだ。つまり米を中心とし、米が最も作付しやすい環境でありながら別な作物を作らざるを得ないと。もちろん減反すればそれなりの補償ではないけれども、支援金はあります。農業収入は、全体として減っていく傾向があるわけではないか。そういう中で農水省も支援策をしようということもあったし、町も支援策をしようということになったわけでしょう。そうすると、あなたの今の説明の仕方からすれば、そう言って書いてあるではないかと、何言っているのだなどと開き直る立場ではないでしょうが。複数の議員がもっと早く執行すべきではないですかと言ったら、なぜ、はいと言えないのですか。そのことにおいて、どんな不都合があるのですか。

私も、この間について調べてみました。農協でも、今年は下手したら1万円台かもしれないと、1万1,000円ぐらいかもしれない、もう農協の人たちはみんな危機感持っているのです。そういう中で、9月になって仮渡金が出ないうちは分からないなんていうのは、では仮渡金が1万5,000円と出たらもう出さないのか。そんな考え方ではないでしょう。もう既に予測されるから出しましょうと行って、9月になる前に議決しようとして今回決しているのでしょうか。そもそもの論理の組立てのベースが間違っているではないですか。いかがですか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 休憩要ります。大丈夫ですか。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ちょっと自席にて暫時休憩お願いします。

午前11時36分 休 憩

午前11時39分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、会議を再開いたします。

産業振興課長（佐藤 正君） いろいろと説明があまり上手でなくて申し訳ありません。
（何事か声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） はい。今回の農業経営継続支援金交付事業ですが、昨年
もやりましたが、こちらの制度は当然農業者に対する支援だということもあります
ので、これから農業再生協議会、それから農家組合、JAともご相談しながら、で
きるだけ早くこういった交付金を支給できるよう、協議しながら事務処理進めてま
いりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（高橋秀昌君） 今、非常に曖昧な答弁したけれども、いいか、専決処分したの。
今、専決処分のことについて議論しているのだ。専決処分というのは、議会を開く
いとまがないから執行したいので、処分を要求していることなのだ。この観点から
すれば、できるだけ早い時期というのは次の定例議会までのことを言うのだ。もし
あなた方が、そんなこと言ったってもっと先見ないと駄目だと言ったら、専決処分
そのものを取り下げる必要がある。我々議会というのは、なぜ専決処分で認めたか
というか、緊急性があるからだ。そういう視点から認めたわけだ。しかも、4月6
日の日は盛りだくさんで、もっともっと改善をしてもらいたくても答弁がろくでも
ないと。しょうがないこてやとみんな鼻曲げてしゃべらなくなったわけではないか。
そういう中で、今回正式な議題として出されたわけだろう。そうしたら6月までや
るのが筋でしょう。できるだけ早くというのは、9月もできるだけ早く、12月もで
きるだけ早く、来年の3月31日までできるだけ早くというふうになるだろうが。ど
ういうことなのだ。きちっと内々で明確にきなさい、専決処分なのだから。議会を
甘く見るな。

産業振興課長（佐藤 正君） おっしゃるとおりで、専決処分ということでもありますの
で、専決処分ということはおっしゃったとおり、議会を開くいとまがないというこ
とで長が専決処分をするということでございます。一応その専決処分をさせていた
だいた後に、当然これからまずは早急に再生協議会、それから農家組合、それから
JAとかとも話をしながら、いつまでという部分がなかなか申し上げにくいのです
が、できるだけ、もう可能な限り早く皆様のほうにお支払いできるよう、ちょっと
努めてまいりたいというふうに思っています。今はいつできますという話はなかな
かできないものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（高橋秀昌君） 何でできないの。物理的にどうなの。6月議会もう予定が決まっ
ているのだ。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今、各議員の方から出された問題意識というのは、まず専決処分というところで考えれば、緊急的にこの新型コロナに対して対応していかなければならないという観点からこのメニューが組み込まれていて、4月6日に説明をされてきたと。4月6日の時点では、正直この支払日に対しての議論まではなかなか行き着かなかったという部分があります。

そういった中で、今、各議員の皆さんから支払日に関する質疑が出ているという状態だと思います。実際に今農家の皆さんたち、見込まれるから支援をしていくという町の考え方があるならば早急に支払いをして、この田植期に合わせて様々な資金が必要となっている今に、やっぱり支払いをスムーズに行うべきだということ、議員の皆さんから出ている問題意識なのだというふうに思っています。

ただ、一方で交付金であるがゆえに、きちんとした正当性が見込まれないと返還等のおそれも出てくるのではないかという懸念もあるわけです。その辺りの専決処分という部分の緊急性を踏まえた事業の正当性、新型コロナの地方創生総合交付金としての背景を踏まえて、執行側の見解をきちんとまとめていただきたいと思えます。これからちょっと昼休憩入りたいと思いますので、その休憩後にきちんとそれらに関して、明確な答弁を執行側はしていただきたいなと思えますが、皆さん、それでよろしいでしょうか。

（1つだけいいですかの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

13番（高橋秀昌君） あなたは、農業者が結果が出なければ駄目だ的な論争をしたけれども、それではちょっと確認しておきたいのだが、湯田上温泉は4月は2,151人で、あとは空欄になって、右側に前年比0%となっているが、これは見込数、予約数、そういうのは一切入れていないけれども、こういうことはどういうことなの。湯田上温泉については、もう4月で2,151人しか入らないのだから執行するのだという理屈になるのか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、ここで休憩したいと思います。

午前11時46分 休憩

午後1時15分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、引き続きというふうな形になりますが、午前

中の質疑の中で専決処分の関係のご質問がありましたので、その辺まずお話をさせていたいただきたいと思います。

地方創生臨時交付金というふうな形で、今回専決処分をさせていただいたというふうなことでございます。町としてもそれぞれ幾つかの施策を組んで、こういった形でご提案をさせていただいたところで、前回の全協でもこういうふうにご提案をさせていただいたところでございます。その中でも、農業者への支援というふうな形で、これだけ除いてというふうな形ですと、どうしてもその農業者等の支援が目に見えてこないというふうな形もあります。また、私どもでも計画したものを全てを予算化することで、農業者への不安もなくなるのだろうというふうな形も考えて、今回全ての計画している事業を予算化させていただいたというふうな状況でございます。各種旅館への支援とか、指定管理への支援、様々な事業がありますけれども、農業者も含めて支援をしていくというふうな姿勢を示すものとして、今回全ての事業を予算化させていただいたというふうなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

事業の内容につきましては、産業振興課のほうからご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

産業振興課長（佐藤 正君） 農業者経営継続支援金の交付事業でございますが、令和3年産米の米価の決定をもって、交付金の性質上、米価が確定してどのぐらい米価が下落したというのを確認した中で、この経営継続支援金を支出しなければ駄目だということで、確定をもって支払いのほうをしていきたいというふうに考えています。ただ、8月下旬に仮渡金が決定しますので、順次それ以降申請書を当然皆さんのほうに送付しまして、支払いできるところから支払いしていきまして、遅くても10月末までには完全に支払いを終えたいとスケジュール的には考えているところでございます。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ご質疑ある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私はお昼休み直前に聞きましたが、湯田上温泉の入り込み数の推移について、本年の5月から来年の3月まで0%となっているが、見込額も何もないのかと質問しているけれども、これについて答弁。

産業振興課長（佐藤 正君） すみませんでした。こちらのほうの入り込みの推移数は、すみません、0%というふうに、これ本来消さなければ駄目だったのですけれども、申し訳ありませんでした。数式、令和3年度のところの空白の部分に数字が乗らな

かったものですから、前年比0という形での数字になっています。これは私どものミスプリントでございまして、申し訳ありませんでした。2,151人というのが4月の実績で上げていただいたものでありまして、それ以降はまだ実績が出ておりませんので、これは実績でそれぞれ記したものでございますので、すみません。

(だから、見込み聞いているじゃんの声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) 見込みですか。

(見込みがないのかと聞いているじゃんの声あり)

産業振興課長(佐藤 正君) ちょっと今のところ見込みは、特に5月旅館の中でゴールデンウイークお休みされているところもあります。したがって、ちょっと見込みについてはなかなか出せない、今のところちょっと数字を把握するのがなかなか難しい状況であります。それでちょっと数字のほうは入れておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

13番(高橋秀昌君) そうすると、旅館関係については事業が確定していなくても助成金を出すと。農業に関しては米の価格が分からないから分かるまで出さないと、そういう考え方になるのではないか。しかも、今農業関係でいえば、ここで専決の処分することの意味が、はっきり言えば議会無視ということにならない。専決とは、6月議会に待ってられないから専決するわけだ。でも、あなたの今の話は、8月には出したいということになる。そうすると、何をもって専決するのかという意味されなくなるだろう。室長が先ほど形だけでも農家の人のために努力している姿を見せたいのだなどと言っているが、そんなことを農家の人は求めていないのではない。しかも、今回の専決で直ちに執行することについて、何が問題なのかが見えない。実績をもって交付をするとすれば、では旅館組合は実績がないのに出すということになるではない。つじつま合わないのではないのか。

産業振興課長(佐藤 正君) 旅館組合のほうの支援については、事業内容のところをちょっと御覧いただきたいと思うのですが、確かに湯田上温泉のほうの支援ということで、その支援の内容については、例えば宿泊、日帰りそれぞれ町内の方いずれも可能とするということで、その割引を3,000円掛ける利用者分ということで利用していただいて支援をしていきたいということでもありますので、これは当然利用した時点でそれぞれ確定していくという形になりますし、要はその交付金の性質上の部分でなかなか確定しないと、当然公金検査等もございまして、そういったものも踏まえた中で、きっちりとした事務方としてはその対応をさせていただきたいということから、8月の米価の確定をもってできるだけ速やかにその処理をさせていただ

きたいということで、ちょっとお話をさせていただいているところでございます。

13番（高橋秀昌君） いいか、事務方の都合という話をしたよね。あなたは、事務方の都合や国の都合に合わせて仕事をすることを言いたいのだとすると、本来の目的から大きく外れることになるのではないの。確定とは何を指すの。現実には令和3年度の米価が大幅に下落するだろうということはマスコミでも報じられ、テレビなどでも特集を組まれているし、現実にはそのことを知っている農協関係者からもそういう発言が生まれているのだ。もともと、それでは聞きたいのだが、これを国に実際に実施報告書を上げるのは、聞くところによれば来年の3月31日までだという話ではないか。つまり来年の3月31日までは米価が下落することは明確なわけでしょう。あなたそれでも来年の3月31日に、もしかして米価が値上がりするかもしれないなどという想定しているのか。明確に下落することが分かっているながら、誰の目にも分かっているながら、事務方としてはその数字が明確にならなければ発行することができませんということは、今の町民の苦しいところに対して、支援するという姿勢が全く欠落していると言わざるを得ないのです。何でそこにこだわるの。お昼休みに三役も含めて議論しておきながら、何でその事務方として頑固になるのですか。だったら、普通なら、どうしてもそこを通したいのなら、それでは専決処分を取り消すと、9月議会で改めて提出しますというのが議会と執行のルールなのではないの。そのところは放置しておいて、そして事務方の都合だけで物を言うというのは、住民が主人公という立場から大きく逸脱していませんか。答弁を求めます。何のために議会招集しているのだ。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、表現があまり上手ではなくて、すごく何か伝わりづらくて申し訳ありません。要は令和3年産の仮渡金をもって決定していきたいということから、それを根拠にこの支援金をさせていただきたいということで、お話しさせていただいている次第です。

13番（高橋秀昌君） あなた全然答えていないではないか。

副町長、あなたに質問するが、あなた専決処分の性格は何だ。議会と執行との関係はどういうことなのだ。6月定例議会に間に合わないから執行するということが専決処分でしょうが。それを一方の課長が、8月になったら分かるから出すとは一体何事だ。法律違反も甚だしいだろうが。そんな世の中も分からない三役なんか。どうなのですか。

副町長（吉澤深雪君） まず、専決処分をさせていただいた内容なのでありますが、今担当課長が説明しているとおりに、まずはその予算措置をした中で準備を進めてい

きたいということで、早く動けるようお願いしたということでもあります。

13番（高橋秀昌君） それでは、これ今の5月時点で専決処分しなければ3か月も4か月も先の仕事ができないということなの。違うでしょう。あなたの論理で言えば、3月議会が終わった途端に、次の議会ではなくて来年の3月議会までの専決処分するのと同じ理屈ではないですか。専決処分というのは、直近の議会で間に合わないから、議会を招集するいとまがないから専決処分なのではないでしょうか。そんな矛盾にも答えられないって一体どういうことなのですか。

それに、8月に執行しなければならないという理屈が分からないの。私が言っているでしょう。既にマスコミも、農協関係者も、大幅に引き下がるだろうということを確認しているのだ。では、確定するまでできないとすれば、実際に国に報告するのは3月31日までだろう。では、あなたたちの中に、下がるのではなくて上がるという見通しがあるということなのだね。だからかけないということなのか。理屈にならないの。明確に下がるという数字的な根拠が見えないから駄目だと言うが、明確に下がるという根拠は既に誰もが言っているの。1万1,000円になるのではないかと、1万2,000円になるのではないかとやっているの。それを根拠にして直ちに執行し、来年の3月31日の段階までには、仮渡金もしくは最終確定金が決まった時点で国に上げていけばいいでしょう。そういうことが何で融通利かないの。何ら問題ないだろう。私の言っているのに何かやっぱり異常さがあるか。教えてください。私本当は別なことで議論したいの。こんなことで議論したくないのだ。もっと別な、4月6日の日の様々な矛盾聞きたいためにいっぱいこと準備していたのが、こんな関係ないようなことで議会を使わんでくれ。何言っているのだ。事務方の都合で行政やるのか、そうでないだろう。住民の都合で行政しているのだろうか。いや、私の意見に異論がある議員がいたらどうぞ。いや、そうではないか、執行の言うとおりでないかという意見言ってください。私は少数であれば、しょうがない我慢する。

（そんな今自分の意見を支援しろよなんて言うなの声あり）

13番（高橋秀昌君） はい、すみません。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 執行側のほうに明確に答弁していただきたい部分というのは、まずはその専決処分するという、この事業実施に当たって専決処分をした意義というところを踏まえて、その考え方はどのようになっているのだというところを再三問題点として指摘されているわけです。そこの部分を納得感得られるような答弁になっていないわけです。安心感を与えたいということであつたら明確

な事業見直しをして、予算の提案はその後でもできたにもかかわらず、今回専決処分をしたというところをもっと論がないと、連合審査としては、なかなか納得感得られるものではないだろうというふうに、委員長として今この議論見ていると感じています。

そういった部分のしっかりとした執行側の答弁と併せて、今高橋議員が質疑している部分というのは、8月の仮渡金を根拠にしなければならない問題点というものがどこにあるのか、その部分を明確に答弁をしてほしい、あるのであれば。そこがきちんと答弁されていないので、こちらのほうもそこから先の議論に進んでいないわけです。当局として仮渡金を根拠に支払いをしていきたいという考え方は分かったけれども、そうでなければならない理由は何なのかということをお高橋議員は質疑されているわけですから、その部分の明確な答弁というのをお願いしたいと思います。

副町長（吉澤深雪君） 専決処分については、先ほど室長も言ったとおりに、まず一括して三次補正の関係今議論している中で、これについてはまとめて予算措置をお願いしたいということで考えてきました。そういう意味でいえば、後でもいいのではないかとはいえそういう考え方もあるかもしれませんが、取りあえずこれは一体で進めていきたいということで、今回お願いした内容であります。

あと、ではこの支払いに対する根拠については、担当課より説明申し上げます。

13番（高橋秀昌君） 同じ答弁しなくていい。議論を深める中身にしてほしいの。言った、言わないなんて議論していたら、何時になっても終わらんだろうが。私の議論に対してそれを覆すような議論展開してもらいたい。そうでなければ議論にならないでしょう。こんなことばかり繰り返して何しているのだ、おまえ。議論を深く考えてから話ししてほしい。答弁者は私の正面から質疑をしているのだから、正面から答える。同じ答えを出したら駄目なの。国会でやり取りしているのではないのだから、持ち時間終わったら質疑できないというのではないのだから、議論を深める、意見が対立したならどこに問題点があるか明確にさせる、そうでなければ議論にならないのだ。根本的にお互い何が対立しているか見えないではない、今の段階では。はっきりしていることは、専決処分の性格は何だねという話だろう。もう一つは、事業が確定しないうち駄目だと言っているわけだ。そのことは既に明確ではないかねと言っているわけだ。それに対して反論しなければ駄目だろう。だとすれば、財務方が数字が明確にできないから執行できませんよと言ったからできないのかということになるだろう、あと残っているのは。財務方がそう言うのだったら、

財務方からそういうふうには言えればいいではない。そうすれば私もそれに対して反論する。そういう議論やっていかないと、議会議論というのはお互いに切磋琢磨するための場所なのだ。課長を攻撃するために私は言っているのではないの。より深く物事を捉えていく、住民が主人公という立場から、どうしたらいいかという議論を互いにやっていることなのだから、そういう角度から答弁してほしい。同じことを繰り返すのはやめてほしい。分かりました、しますと何で言えないのだろう。何にもできないのだ。どうぞ、お願いします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 執行部のほうから、まずは事業の内容についてと、あとは専決処分についてという2つの議論が今あると思います。あまり執行側の答弁があちこちいっても議論整理があつてややこしくなるので、まずは専決処分について執行側からしっかりと答弁をしていただいて、その次に事業の内容について考え方を答弁していただきたいと思います。まず、専決処分というところについての執行側の答弁お願いしたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） では、ちょっと、副町長も言いました、室長も言いました、同じ話になるかもしれませんが……

（同じことなんか聞かんたっていいの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） いや、いいです。もう一回整理させてください。

まず、この農業の支援ということで、去年10月頃ですか、いろいろ議会の中でも議論をいただいた中で、なかなかほかの施策がない中でこういう施策を打つことは非常にいいことだということで、たしかお褒めをいただいたかと思います。それで、それなりのことをその事務の中で、その時点で米価が下がった部分について、では支援をしようということで決定をしました。

今年の1月か2月に、交付金が少し余りそうだとということで、既決の予算の中で対応させていただきたいというふうな話があったかと思います。たしかそのとき高橋議員は、もっと払えばいいではないかと、2,000円ではなくてもっと出せばいいではないかというふうな議論もあったかと思います。ただ、これを事業化した産業振興、農業委員会のほうは、再生協議会の中で話をした中では、非常にこの2,000円ということは評価を受けたと。そこについて、何か月もしないのにまたお金を追加するということになる、もともと町の制度設計がどうなっていたということで、一旦は評価を受けたと。ただ、その際に、来年も何とかしてくれないかという意見があったものですから、その際はできれば国のほうから補正が来るという情報がありましたので、たしか私はその際に、三次補正の際に提案をさせていただきたいとい

うふうな話をそのとき議会にさせていただきました。

それで、この三次補正、当初予算、3月議会の中でも早く手を打てばいいのではないかというふうな議論もいただいた中で、いろいろの事業を検討してきました。農業施策については今いろいろ議論がありますように、まだ先の話ではないかというのも庁議の中ではありました。ただ、議会の中では、早く手を打ちたい、農業者を安定させたい、町長が言われるように、町の主要事業、主要産業として農業ですということになって、町の政策として、長の施策として、まず新型コロナ策の中には、農家もしっかりやりたいというまず意思表示をしたいということで、私どもとしてはこれを、それは先の話になるかもしれませんが、まず専決を打たせてもらいたい、新型コロナ施策の中で農家もしっかり支援していくのだよということで提案をさせていただきました。

ただ、いろいろ皆さん議論いただいた中で、その4月6日の全協の説明の際に、これは私どもが議会から受けたものに対してうまく答えられなかったということで、この細かな制度設計、支払いの時期までうまく説明ができなかったのは、おわびをしたいと思います。ですので、その際私どもは同じような感じで考えていました。ですから、令和3年度も仮渡金の金額が確定してから施策を打ちたい。それで、2,000円でなくて、今回はもう少し増やしてほしいという要望が前回ありましたので、では4,000円という倍にしようかという提案をさせていただきました。専決を打たせていただいた内容は、そういう趣旨でさせていただきました。ただ、今いろいろ議論をいただいている中で、支払いが本当にそれができるかできないかというのは、この事業課のほうでどういう策ができるかというのは、ちょっと私の立場でなかなか言えませんが、専決をさせていただいた理由はそういうことで提案をさせていただきました。同じ話で恐縮ですが、そういう今までの経過を踏まえた中で今回専決をさせていただきました。

私からは以上です。

産業振興課長（佐藤 正君） 支払いの関係については、また同じことの繰り返しかもしれませんが、一応4月6日に専決をしていただいて、これから再生協議会、それから今関係者でいろんな話もしておるところであります。再生協議会の総会を経まして、あとは農家組合長のほうで会議等を行いました中で、こういう形で今年もさせていただきたいという話を皆さんに話した中で、8月下旬に米の仮渡金の決定を見て、それから事務処理を普通にさせていただいた中で、10月いっぱいまでに支払いのほうをさせていただきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 今の総務課長の説明でいうと、なるほどなと思って聞いたけれども、今の課長の説明は……課長、ごめん。産業振興課の課長ね。つまり執行が8月以降になっていくのは、その間の何だって、何とか協議会、様々な手続上、どうしても組み立てしていく上で、それだけの時間がかかるよということを言いたい。

産業振興課長（佐藤 正君） それだけの時間がかかるという、当然その間にいろんな会議をして、その仮渡金の確定を基に、すぐさま支払いなり、申請ができるような形で持っていきたいということで今のところ考えています。したがって、できるだけ時間を短縮できるように、要は仮渡金の決定から支払いまでの間ができるだけスムーズになるように、できるだけ準備ができるものは準備をした中で、事業のほうを実施していきたいというふうに考えています。

13番（高橋秀昌君） 私は、今専決処分をやって、そして様々なセクションを通らなければ駄目だと、それがちょうどその仮渡しの時期と重なるのだという説明ならそれでなるほどと言えるが、仮渡金が確定しなければ執行できないというものについては断固として反対するの。なぜかと。それはもうはっきりしている、下がるということ。そして、国に申請上げる段階では既に下がった数字が明確になるからなのだ。もし課長が最初から、仮渡金が確定してからではなくて、どうしてもこの様々な作業をしていく上で、8月以降にしか執行できないのだという説明が最初であれば、なるほどそうすれば仕方ないではないかという論理もあるのだ。しかし、あなたはそうは言わなかった、最初は。仮渡金が決定しない限り、事務方としてはできないのですと答えた。だから、何言っているのだとなったわけだ。その違い分かりますか。つまり仮渡金の金額が決定しない段階でも執行はできるのだよということを言っているわけ。その理屈があなたのところに通って分かるのなら、別な理由でこれからやっていけば8月になってしまうのだということになれば、それなりの理解はできる。どう。スーパーマンではないのだから、今日言ってあしたできないというのは分かるから。

12番（関根一義君） 町長も含めてですけども、執行側が何で今朝の午前9時半以降こんな議論して、議会が何を求めているのかということについての理解が何でできないのですか。議論は、繰り返しになるけれども、何で専決処分したではないかと。専決処分の理屈はどうなのだなんていうところについているけれども、専決処分は私たちは、4月6日の段階で専決処分をしてもやむを得ないという立場を取ったのだ。取ったの。取ったけれども、その専決処分を認めた議会側の意向というのを

かみ切れていないから、あなた方がこういう議論になってきているわけだ。農業者の人たちが何を求めているのかと。10月に支援金の支払いするからそれでいいなんていうふうに思っていないのだと。この6月を何とか乗り切りたいのだという思いが強いのだと、これに答えてくれやという議論になっているわけだ。そうすると今度、6月なんかというのそれちょっと理屈が合いませんねと、こうなるわけだ。仮払金が決定されなければできない。そんなものは理屈からいけばそうかも分からぬ。こんなの政治判断ですよ、政治判断。私も聞いていたけれども、聞くところによれば国に対する正規の報告書を出すのは来年の3月までだと言うから、それなら立派にクリアできるのではないかと。今の段階で苦しんでいる農業者に対して、どう支援で答えるのかというところの判断ができない根拠が分からないのだ。判断すればいいではないですか。仮払額が決定されるまでなんて言わないで、概算支払いすればいいではないか。

(そういうこと。そういうことなんだよの声あり)

12番 (関根一義君) うん。農業者を支援したいという心は、執行側も私たちも共通しているのだ。一方で、旅館組合に対する要するに支援は再度行う。これでは対比においても、農業者に対する思いを何とか表したいという気持ちだって分かるのだ。それに答えているというのも私らも分かっているのだ。でも、応え切れていないではないかと言っているのだ。そこまで言うのであれば概算払いしてやりましょうかと何で言えないのかと。

いろいろ聞いていると、農業再生協議会の名前が出てくる。何だというのだ、私は。農業再生協議会が何者だというのだ。農業再生協議会は、町の農業の在り方についての事務的なというか、そういうものに対する議論をして方向性は出すけれども、農業政策に対してなんて責任持っていない。町の農業政策に対して責任持ったことある。なっていないではないですか。町長が再生協議会のキャップだ。うちの椿議員が副キャップだ。あとは充て職ばかりだ。そんなところで町の税金を使った支援策がどうこうなんて言う資格はないのだ。私たちは、その責任は負っているのだ。だから、あとは、町としてこういう判断をしました、再生協議会、これで認めてください、これでいいのだ。どうしましうかなんて諮る必要ない、そういうことだと思ふのです。だから、声を大にして申し訳ないけれども、ここは判断したほうがいいです。同じことを言っているかも分からぬのだ。仮払いしましうかというのと、産業振興課で考えている8月に決まったら支払い体制に入りますと、スケジュール的には同じだかも分からないのだ。そうなるかも分からない。でも、議論

をどう受け止めるのか、その議論をどう前に進めるのかというところで、こんなになって股裂きになっているのではないですか。だから、みんな分かっています。

繰り返し言います。ここで専決処分したのはけしからんなんて私は一言も言っていない。それに思っていないし。でも、言わざるを得ないところまで追い込んだのはあなた方ではないかというのだ。専決処分了解した。それも4月6日の全員協議会を振り返ってみれば、4月6日の議論というのはみんな不満持っていた。皆さんみんな不満を持っていました。切り口は小野澤議員。農業施策については高橋議員、椿議員。中野議員も言った。みんな発言しました。町の対応について、みんな不満を持っていた。だから、今日の連合審査会で、その後の経過について話をしてくれるものだとも思っていた。できないならばできない理由をはっきりさせてくれると思っていた。こうこうこういう理由で、ああいう発言を聞いたけれども、できませんでしたと、理由はこうですと、そういうことを抜きにして今のようなこんな議論をしても駄目。町の財政にはなりません。政治判断すべきだと。町長、政治判断すべきです。町長が、ここはでは概算支払いしようと、その後の責任は私が取ると言えばそれで終わり。それを町長に言わせるか、副町長がたんかを切るか、どっちかなのだ。その2人の弥次喜多論議ができていないから私は怒るのだ。町長になんか言わせないで、副町長、私が責任取ります、何でこれが言えないのだ。

ちょっとこんなことで議論していたら、私はもう退席する時間になりますからあえて発言しました。頼みます。みんな田上町の町政の安定と継続、もう一つは前に進むこと、これを願っての発言なのだ。またうるさい高橋が出てきたなとか、またうるさい小野澤出てきたなと、こんなけちな考え方は駄目なのだ。うるさい2人がいるから前進があるのだ。私はそういうふうに思っています。ぜひ前に進もう。何を求めているのだと、もし私がここまでたんかを切って、それでもまだ何を言われているか分かりませんといったら、具体的に言ってください。何を求めるのですかと聞いてください。

副町長（吉澤深雪君） 大変ありがとうございます。高橋議員、それから関根議員おっしゃっているとおり、ご提案申し上げているとおり、なるべく早く支払えるように、どういうやり方がいいかまた再度検討しながら、なるべくできるだけ早く農業支援のほうを手がけていきたいというふうに考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ここで、ちょっと自席で暫時休憩をしたいと思えます。今の副町長の答弁で、今連合審査、この中で、よし、分かった、納得したというふうには恐らくならないのではないかと思います。どういったやり方ができる

のかということを検討したいと思うと副町長答弁なのですが、それが具体的にどういった形になるのかということ、今休憩取りますので、そこで執行側で少しまとめていただけませんか。その答弁をもってやっぱり審査会の皆さんたち、委員会の採決は社文になりますけれども、本会議で皆さんたちそれぞれ自分たちの採決の意思表示をするわけですから、その答弁が明確でないと、その採決というところには非常に難しいと思いますので、その答弁はしっかりと明確化できるように執行部でちょっとまとめてください。これは、委員長からのお願いです。

今、暫時休憩、自席にてでお願いします。

午後1時52分 休憩

午後1時58分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行側の答弁をお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） この農業者経営継続支援金であります。お米作っている農家の皆さんのほうにお話をしながら、概算払いのほうをしていきたいというふうに考えています。その考え方としては、取りあえず仮渡金の段階で米価が決定するわけですが、先ほど高橋議員もおっしゃったように、米価が下がるというのも今の段階である程度見込まれているのもありますが、農家の経営を継続してもらおうという意味合いで予算案1人といいますか、4,000円の予算、これ10アール当たりだね。

（10万の声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） そうですね。反当たり4,000円という形で見てありますが、その半分の額、2,000円の部分を概算払いということで概算でさせていただいて、残りの額については、仮渡金を米価の確定を基に精算払いという形でさせていただきたいというふうに考えております。

13番（高橋秀昌君） 一歩前進ということで受け止めておきたい。

（半歩だよの声あり）

13番（高橋秀昌君） 半歩だね。半歩前進ということで受け止めておきたいと思いますが、いいですか、確認します。どういう経過があれ、今日の正式の議会ではほとんどの議員が直ちに執行しなさいと言っているわけだから、それに併せて出しても誰も議会の中で非難がありません。もしあるとすれば、国が後で言うかもしれない。しかし、国に申請するのは3月31日までの間ですから、その間で明確に分かるわけですから、関根議員が言われたように、概算払いとして、あるいは田上町で1万1,000円

なのだと規定をして全額払ってもいいと思います。このことだけ言っておきます。

それから、次に伺いたいのですが、私は4月6日の全員協議会のときにいろいろ注文つけました。だから、今日のこの委員会の席上でその4月6日の日のいろいろ言って意見の違いが出たところを、明確に答えてくれるものだと思っていましたが、ほとんど提案の中では説明がなかった。とても残念に思います。

そこで、私の記憶の限りであります。まず1点は、ホテル業に極めていろいろな支援を真っ先にやるが、ホテル関係の、旅館関係の仕入れ元の6割は町外からの仕入れだと。これは、町として支援をするのだから、4割の域内、つまり地域内調達を5割にしてくれということ、明確に要請すべきではないかという指摘をしました。このことについては全くお答えが今回なかった。時間の関係があるので、今答えなさいと言わないが、次のいつの時期でもいいです。閉会中でもいいから、どう努力をされたのか、どう答えたのかをやっぱり全議員に知らせるべきです。これを用意してもらいたい。

それから、2つ目は、プレミアム付き商品券なのだが、日本が有する大企業は田上町に2つあると。こういうところにも出すというのは、おかしいのではないかと提起しました。このことについても、私はどうも納得できる答弁をいただけなかった。これについても、明確な産業振興課として、あるいは町長としての答弁を、後で結構ですから、文書でも結構ですから、出してもらいたい。

さらに、農業関係について言えば、私はあのときに2,000円が4,000円に引き上げられた、支援金が上がることについては、高く評価しました。しかし、よく見ると昨年度の倍ではないと。水田作付計画面積、つまり許容面積に対する4,000円であり、昨年度よりも40ヘクタールを超える面積が新たな減反になっているわけだから、性格的に言えば、つまり昨年度の倍を支出するということのほうが、明確に2倍になるのではないかという趣旨の質疑を行いました。これについても明確な納得できる答弁をいただけませんでした。これについても後日で結構でありますから、しっかりと答弁を文書で出してもらいたい。できれば全議員に配付してもらいたいということを要請しておきたいと思います。

ちょっと待ってね、もう一つ忘れていたかもしれないので。よしよし、大体主なところはそういうところありますので、これでまた議論すると午後4時を過ぎてしまいまして、関根議員が帰りますので、私はここで質疑をこの部分についてはやめますから、ワクチン関係はまたやりますけれども、この産業振興課に関するものについては終わりたいと思いますので、ぜひ必ず答弁、そちらの考え方、いいです

か、課長、私と町の考え方が違うことを怒っているのではないのです。いいですね。これは行政の立場であるから。しかし、私は議員として住民の立場からどうか、それぞれの立場なのだけれども、立場によって考え方、理論性が違うのは当たり前のことです。この違いを明らかにして、議論することこそ議会として大事なことなのです。そのことによって私は課長から学び、課長は私ども議会から学ぶという、こうやって理論性を高めていって、あらゆる住民の疑問にも答えられる、そういう行政をつくっていきたいという願いがあるから、こういう様々な角度からの議論をかけていますので、そこをぜひ理解いただきたいということを申し述べて一旦終わります。これについて出してくれるかどうか答弁をお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、幾つかちょっと答えさせていただいてもいいですか、そんなに長くはならないと思います。

13番（高橋秀昌君） いや、答えなくていい。何で答えなくていいかという、他の人がいっぱい質疑があるから、時間がかかるから、答えなくていいから後で文書でよこさないと言っているのだから。それで出しますと言ってくればもうそれで私はやめるのだから、あなた今朝からこんな同じ議論しているのだ。

産業振興課長（佐藤 正君） では、そのように処理させて、回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

6番（中野和美君） 私も6日に質問しまして、指定管理者に対する一律の10%の支援なのですけれども、それに基づいて今回きつと資料を出してくださったと思うのです。ありがとうございます。この資料に基づきますと、指定管理者によって全然減の幅が違っておまして、湯っ多里館は47%減、椿寿荘は26%減、YOU・遊ランドに関しては72%減、野球場は16%減ということなのですが、これに関しましてこの資料を出していただいた中で、10%相当で本当によかったのかどうかという議論はされたのかどうか。高橋議員と一緒にいいので、後でまとめて出していただけるようお願いいたします。出していただくということでよろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 産業振興課、そういった形での文書での回答で構わないということなのですけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 対応させていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。すみません……

（5款だよねの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい、衛生費のワクチン以外の新型コロナウイルス対策費というところですか。5目のところになります。

(5目だよねの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) はい、5目です。すみません、ちょっと私のほうから質問させていただきたいのですが、湯田上温泉の支援について、町内は6月初旬の開始をまずは予定しているということなのですが、変異株の状況とか、なかなか先行きが見えない中で、実際にどのような状況下になったら、この町外向けを始めていくのか。状況を踏まえてといったところなのですけども、その開始していくという一つの判断基準はどのようなものになってくるのか、見解を聞かせていただきたいなというふうに思います。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) 今、県だとか国とかで、もともとG o T o イートだったり、県のほうも今2,000円の割引のキャンペーン等を行っております。ただ、G o T o イート、今停止中だったりしていますし、それらの施策の部分を、それは結果的には感染状況と当然リンクするかと思えますけれども、その辺は状況を見ながら、かつ、この近隣の状況、今、長岡、新潟、県央地域もかなり出ているという状況もありますので、その辺の状況を見た中で、判断かなというふうに考えておりますけれども、ちょっとその辺なかなか非常に難しい判断だというふうに思っております。

社会文教常任委員長(今井幸代君) では、特に例えば県の警報が解除したから始めるというわけでもなく、例えば県央域内の発生状況であったりとか、国県の様々な施策の実施状況等、それらを全て勘案した中で、町としては判断をしていくという考え方でしょうか。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) まさにそのとおりで、もともとどういったタイミングであるかという部分はちょっと頭を悩ませる部分であったのですが、やはりほかの部分の仕組み、支援の部分と組み合わせて初めて有効な部分もありますし、一方で町民の方への還元というか、支援の部分、そういった部分も当然ございますので、なるべく早くと思えますけれども、ただこれによってまた別な意味での心配感を生むようではやっぱり困りますので、その辺考えた中で、判断のほうしていきたいというふうに考えています。

13番(高橋秀昌君) P C R 検査でもいいのだよね、5目だから。

社会文教常任委員長(今井幸代君) はい、大丈夫です。

13番(高橋秀昌君) P C R 検査について伺います。

町が今提出したものについては、ちょっと私の記憶力が、記憶ないものだからなのですが、65歳未満の人は8月31日までと規定していますが、今年度の8月31日ま

でというふうを受け止めたいのですが、これ以降についての対策はどういうふうにするのかということをお伺しておきたいと思います。65歳未満の人はこれ3月31日って、来年の3月31日だよ。ちょっとこの65歳未満の人についてお答え願いたいと。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この65歳未満の方につきましては、臨時交付金の対象の事業となっております。そういう中で、65歳以上は別の、国の事業ということになっております。

（そうなのの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） はい。65歳未満の方というのが8月31日までになっておりますが、今後、今ワクチン接種始まっております。これからの状況がどのようになるか分かりませんが、一つの区切りとして、8月31日までとさせていただいているところでございます。ただ、今後の状況でまた広がるような状況がもしあれば、予算は900万ちょっとということで予算計上しておりますけれども、今後予算の範囲内ということで今しておりますが、だんだん例えば一月、二月まで延ばしていくということも当然ながら考えられますので、よろしく願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 私はこのPCR検査に関して、田上町が1,000人という範囲内ではありますけれども、何回でも受けることができるという、こういうのを社会的検査と呼ぶのだそうなのですが、私は極めて優れた策を町が持っていると思うのです。一方、どんなに自粛、自粛、緊急事態宣言を繰り返しても、決してこの新型コロナウイルスを終息させるどころか、新たな変異株がどんどん出てきていると。この実態は東京都や神奈川県、関東圏だけではなくて、既に新潟県でもこの変化したウイルスが発生し、50人もの感染者が生まれていると。しかも、これはほとんどのケースは発症した人です。今、重要なことは、国や県が緊急事態だとか要注意などという繰り返し、繰り返し宣言をやって、結局住民に自粛を求めるだけなのです。これでは商売上がったりなのです。やっぱり根本的なのは、田上町に見倣って、幾らでもいい、何回でもいい、本来であれば国庫でやるわけですから、無料でPCR検査やいなさい、面的検査を進めていく、これは社会検査です。これやっぱり徹底すること抜きに幾らワクチンを接種しても、これはウイルスを終息させることができないというのは、もう明々白々なのです。したがって、保健福祉課長を先頭に町長に強く働きかけ、町長は県や国に対して社会検査をやってくれと。こんな緊急事態宣言や要注意宣言、自粛だけを住民に求めたら町の経済はパンクしてしまうのだということを、強く県や国に求めるべきだと私は考えますが、保健福祉課長、町長に強く言えるかどうか、まず。その次に、町長は県や国に言えるかどうか答弁願いた

い。

以上。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 高橋議員おっしゃるとおり、今変異株の拡大ということで、非常にかかなりの率で全国的に、県内もそうです。広がっているところでございます。感染力が強い、そういう状況の中で、かなりの感染者が出ているという状況の中で、この事業というのは令和2年から始めた事業であります。これによって陽性という方はいらっしゃるかもしれませんが、例えばこういう事業というの非常に大事な事業だと思っております。国は、今PCR検査というのは、やはりいっぱい広げています。ただ、それは症状がある方なのです。少しでも熱がある方というのは、やっぱり行政検査ということなのですけれども、高橋議員がおっしゃるとおり、社会的検査というのは、広がっていないというのが現状です。そういう意味で、町でこういう事業をやる、長の策ということでやっているわけでございますので、町長には再度、私からちょっとお話をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

町長（佐野恒雄君） ここにあるPCR検査、いわゆる経済と感染の防止を両立させる上においては、どうしてもこのPCR検査というのは、重要になってくるのだらうと思います。そういう意味においては、町村会ではこのワクチンの話、ワクチンというか、この新型コロナの話になると私はいつもそれこそ強く意見を具申させてもらっています。

13番（高橋秀昌君） 町村会ばかりではなくて、県や国に対してもひとつ堂々と自信持って言うべきです。頑張れ。

終わりにします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません、最後にちょっと質疑というか、問題提起という形になると思うのですけれども、すみません。

町長、副町長、担当課のほうで町内事業所を実際に訪問して聞き取りをしているということは、非常にいいことだと思います。現場の生の声を聞いていただくというのは非常に重要なことで、評価をしています。実際に飲食業界、また材木関係の話もおっしゃられたように、今建築業界では本当に大きな混乱が出ています。というのも、アメリカの住宅バブルによって、欧州、アメリカからの住宅用の構造材がもう本当に激減している。2割ぐらいしか入ってこないというような状況になって

いて、新たな、要は新築住宅の仕事が町内の工務店や大工たちは全く引き受けられない。これは個人だけではなくて、中堅どころのハウスメーカー、大手のハウスメーカーも受注制限をしていたり、そのような状況です。実際に町内の工務店や大工たちも小さなリフォームで何とか材料を確保できるぐらいで、2か月先、3か月先の材料の調達が全く見えない。となると、そこに住宅に関連する設備業者もそうです。そういったところの仕事も全くないといった状況が今生まれています。こういった材料の確保の見通しが全く立たない短期間での材料の高騰というのは、様々なアメリカの住宅バブルは過去ありましたけれども、こういった短期間での材料の確保、原料の価格上昇というのは、経験をしたことないというふうなことを材木の卸の業者からも聞いています。ですので、今後令和2年の基金残高等も踏まえると、これまでの、これだけの経済対策でまだまだ十分とは副町長は考えてはいないというふうにおっしゃられていたのですけれども、そういった未曾有の状況下が、飲食業界、旅行業界、農業もそうですけれども、併せて建築のほうでも大きな影響を受けているということ踏まえて、今後の事業展開をぜひ検討していただきたいなと思います。これは提起として申し上げさせていただいて、特に答弁は結構ですので、よくとどめていただきたいなと思います。

町長（佐野恒雄君） 実は今、企業回り、いわゆる現場の生の声を聞きたいというようなことで、私も時間を見ては、とにかく一緒に産業振興課の担当と同行させていただいて回っているのですが、過去にオイルショックということがございました。今まさにそれこそ委員長おっしゃられるウッドショックが起きているという話を、今回企業回りをしている中で上がってきたことで、実は案外このウッドショックというか、いわゆる建築資材が欠品しているというのは、案外報道されていないのです。そのこと何でかなと思ったのですけれども、結局この新型コロナのことで報道関係がもう手いっぱいというのでしょうか、そんなところから、この建築資材について、あまり実際に工務店とかがなっているという実情を報道されていないというのは、今回企業回りをして分かったというか、いや、本当に工務店とか、リフォームをされている程度であるとまだあるらしいのですけれども、何軒も、いわゆる新築だとか、そういうところは、なかなかもう資材も高騰する中で、はっきりと要するに見積りが出せない、いつ入ってくるか分からない、そういう状況にあるのだということ、今回企業回りをして分かったといいますか、そういう意味においては鉄もそうなのかもしれませんけれども、いわゆる建築の資材、工務店あたりが相当やはり困っているのだなという実態も実は把握できたかなと。そうした建築がで

きなければ、当然それこそ一軒の家が建つに屋根から基礎まで、本当に幅広い波及効果があるわけですが、いろんな設備関係から何からそうしたいいわゆる一軒の家がまとまらないという中で、非常に困っているのだという実態は、今回企業回りをさせてもらっている中で分かったことですので、それらについても実際にどういうことが大事なのか、また検討していきたいなと思っています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、5目新型コロナウイルス対策費に関しては、質疑を閉じたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、続いて、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費についての質疑を受け付けたいと思います。

4番（渡邊勝衛君） 3点ほどをお聞きします。

まず、医療従事者のお話ですけれども、当然医療従事者も先行しながらワクチン接種を行っているかと思えますけれども、町に関する関係で医療従事者全体数と、この今ワクチンを打っている医療従事者の接種が終わる時期についてお聞きします。

あと2点目、資料ナンバー3、4ページ目に5月から7月までの接種可能件数ということで、1万740回等の状態になっております。それで、高齢者は8,200回ですので、当然2,540回分余るわけなのですけれども、それを当然次の65歳未満の方に接種するような状態になるかと思えますけれども、少しでも前倒しができるものか。

あと、資料ナンバー3の6ページ目ですか、今後の広報についてのことで、当然今日ですか、区長、そして組長を通じて全戸配布というような状態で、「接種日追加のお知らせ」というのが回っているのではないかと思います。それで、次が臨時で今度の金曜日、21日というような状態になっているのですけれども、ここは別に21日ではなくても、次の通常配布日の28日でもいいのではないかと思いますけれども、そこら当然今回の資料の配布には「5月21日のお知らせをご確認ください」と書いてあるのですけれども、そこまでしなくても通常の28日でもいいのではないかと思いますけれども、この3点回答願います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） まず、1番目の医療従事者への接種の関係でございます。医療従事者につきましては、先行優先接種ということでもう始まっておりまして、大体田上町の医療従事者ということであれば、約200人ほどということになっております。それで、大体今1回目の接種が終わってきているという状況でございます、2回目の接種が最終で6月20日頃に終わると。

(20日頃の声あり)

保健福祉課長（渡邊 賢君） 6月20日頃です。終わるという予定で今進んでおるところでございます。

それと、今日お出しいたしました資料ナンバー3の4ページの下のところ、7月までで1万740回ということで出ておりますけれども、高齢者全体でいえば8,200回ほどというふうになります。ですが、余りが出ますので、8月頃から65歳未満というような表現をしておりますが、できたらもう7月頃から接種できればと思っておりますので、その辺の予約とか埋まり状況、その辺を確認した中で、早ければ早いほど65歳未満の方もいいかと思っておりますので、そういうようなことも当然ながら考えています。

それから、全戸配布の件でございます。今日、資料ナンバー3の7ページということで、全戸配布をさせていただいております。この中身につきましては、午前中にも説明申し上げましたが、こういう形で6月、7月に接種日を設けるということにしておりまして、21日にお知らせを出すということにしております。渡邊議員が21日ではなくても28日の定期の日でいいのではないかということで、今お話ございましたけれども、実はこの資料ナンバー3の3ページでございます。資料ナンバーの3の3ページで、こちらの計画としては6月3日にもう今午後希望する医師が入っております。4月はちょっとまだ今入ってはいないのですが、そういう意味で少しでもやっぱり早く始めたい。そして、6月3日から集団接種ということでもう始めていきたいという部分がありますし、5月30日、上になりますね。保健衛生センターでこれ60人増えると、60回増えるというものがございます。それで、実はウェブ予約ということで5日前にもうしまってしまうのです。もう入れられないということがあります。ですので、少しでも早いほうが皆様にとって、やっぱり予約する時期ということで、いいということで、臨時の配布にはなりますが、接種日が決まっている段階でということで、来週の金曜日に臨時配布ということになります。お知らせをしていきたいというふうに思います。

なお、今後この表の中で埋まっていない、丸がついていないところもこれから、今日も実はお昼前に医師からの照会の電話がありました。そういう中で、これからまだ埋まっていくところもございます。その辺も随時皆様にお知らせをしていきたいというふうに思っておりますので、ちょっと臨時ではあります。来週金曜日に出したいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

4番（渡邊勝衛君） それで、まず高齢者のワクチン接種の関係ですけれども、当然

4,100人いるわけです。ということは、8,200回というような状態になるわけですが、ここら辺り町でやっぱり今の時点では、当然100%ということはないかと思うのですけれども、どのくらいの数までいくか、パーセントまでいくか、ちょっとお聞きしたいと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 既に朝もご説明いたしました80%の方が、回数でいうと予約をしているという部分でございます。100%接種というのにはあり得ないのではないのかなと私は思っております。ですので、これはあくまでも推測でございます。推定でございますが、90%ぐらいの人は接種を希望するのではないかなと。弥彦村が独自に行ったのでは90%ぐらいの方が接種をしたいという状況ありましたので、やはりお年寄りの方、周りの人がするというと、やっぱり自分もしなくては悪いというような人が多いという感じで私は受けていますので、90%ぐらいの方が接種を受けるのではないかなということで想定はしております。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど弥彦村の話が出てきたわけでございますけれども、弥彦村では65歳未満も8月末までには終わりたいという話も聞いておりますので、田上町も大変かと思っておりますけれども、なるべく65歳未満も早く打つようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

6番（中野和美君） 幾つか質問させていただきます。

田上町に来たワクチンは、田上町の住民にのみ接種するという考えでよろしいですよ。それに基づいてなのですけれども、今最初のワクチン接種が5月11日、この前が初めてだったということなのですが、そのとき余ったとかということはないのでしょうか。最初の1日目なので、そんなことはないように努力を皆さんしてくださったと思うのですけれども、万が一これから何回か回を重ねるたびにぴったり廃棄しないで済むということは、難しくなってくるのではないかなと思っています。

そんなときをお願いしたいと思うのは、今どこかの町長が、65歳ではないけれども、先に自分たち打ったという話ですごく問題になって謝ったりしていますけれども、それはそれで仕方がないことだと私は思っているのですが、それ以前にまずそういうふうに残ったワクチンがあった場合、優先的に打ってほしい方がいるのです。というのは、これは提案であるのですけれども、町内在住の保育士、竹の友幼稚園、私立の幼稚園もそうなのですけれども、保育士に優先的に、もし余ったら打ってもらうように声かけをお願いしたいと思うのです。というのは、田上町は大きな幼児

園が1つと私立の幼稚園1つで子どもたちが集約しています。もし万が一そこにクラスターが起きた場合、町内全部に広がってしまう可能性があるため、まずは幼稚園、そして小学校の先生方、中学校の先生方をまずワクチンが余った場合、打っていただけたらなと思っています。それをやっぱり不公平があってはいけないので、ちゃんと町民に、こういうときには保育士先行きますよというふうな周知をしていただかなければいけないと思うのですけれども、というのは実際子どもたちが新型コロナになった場合、本当に子どもたち、小さい子はしゃべれなかったりするので、このつらさが何とも切ないと聞いています。ですから、先生方に先に、もう絶対先生方は子どもたちと抱き締めたり、抱っこしたり、おんぶしたり、完全に濃厚接触しますので、ぜひ余った場合はそちらを優先にさせていただきたいと私は考えております。

そして、これからのワクチン接種についての対策のところで、コールセンターの回線の増設とあるのですけれども、今までの経過を見るからに、もう最初のうちはだあっと電話予約が入ったのですけれども、今までの間に1件も電話予約が入らなかった日も1週間程度はあります。そうすると、その間電話の対応の方々は残念ながら体が空いてしまっているのかなと思ったりしているのですが、その辺はどうされているのかをお尋ねしたいのと。あと1日に打てる接種の人数なのですけれども、210人とか、日によっては270人というのがあるのですけれども、これはそうすると保健衛生センターで増員になったとしても60人増となっているのですが、1日60人増ということは60回注射を打つということですよね。私、健康診断の会社にちょっと1年半ほどいましたけれども、60人って1人の看護師がゆっくりやっても1日あれば60人は打てます。もう少し打てるのではないかなと私は思っています。なおかつ、静脈注射ではなくて筋肉注射なので、もっと簡単に速くいくのではないかと思います。絶対注射する前に先生方の問診が必要なので、かえってそっちの問診のほうが時間がかかるのかもしれないけれども、本当にそれで間に合うのかなというところ。この前、4月6日に保健福祉課から提示されたときには、これでは月2,000回しか打てないけれども、間に合うのかという話をしたと思うのですが、日数自体は増えてもらって本当にありがたいのですけれども、もうちょっと打てるのかなと思っています。これは医師なり看護師なりが1人当たり1日に何人ぐらい打てる計算でいっているのかをできれば分かりましたら教えていただきたいです。

それから、菅総理は7月中に高齢者の接種を終えたいというふうなのと一緒に歯科医師にも注射を打ってほしいという、それを要請したと言っていました。私知り

合いの歯科医師に、先生もワクチン接種担当されるのですかと尋ねたところ、いや、そんな話は一切来ていないと。そんな利権というか、権益を医者が手放すわけないよというふうに……既得権ですか、もしやったとしても大学の口腔外科の先生ぐらいだろうねなんて言うていましたが、その辺田上町の歯科医師には何かそういう話はされているのでしょうか。その辺も教えていただきたいと思います。取りあえずお願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） ワクチン接種でございます。5月11日第1回目の接種を行いました保健衛生センターでございましたが、余ったものはあったかということで、1人キャンセルが出ました。急なキャンセルでしたが、その場合、どうやって対応していくかということで、事前に町長、副町長、私たちとちょっと打合せをさせていただいていました。万が一余った場合につきましては、まず、私たち保健福祉課の職員がやっぱり接種に行きます。接種に行きますので、自分がうつっているかもしれないとか、うつすかもしれないというやっぱりリスクもある中で、もし余った場合につきましては、保健福祉課の職員に充てていこうという考え方で今動いております。ですので、11日は1つ、1人分余りましたので、職員1人、保健師とか看護師とかいますから、打つという考え方でございます。

今、中野議員から保育士にということでお話ございましたけれども、その辺もいろいろ検討させていただければというふうに思っておりますので、確かに子どもたちと接するという意味では重要かなと思っておりますので、その辺をまた、考えさせていただきたいというふうに思っております。

あと、これからの対策ということで、コールセンターの増設ということでございましたけれども、資料3の1ページになると思うのですが、電話で0、0という日があります。これは、実はコールセンター土曜日、日曜日、祝日はお休みですので、この0ということで入っていないということでございます。ちょっと表現が足らなくて申し訳ありませんでしたが、ちょうどゴールデンウィークもございましたので、土日、祝日はコールセンターは休みということで、0というふうになっているところでございます。

あと1日に打てる人数ということで、保健衛生センター60人増ということで、お話をさせていただきました。11日に1回やってみたときに、状況を保健衛生センターの医師といろいろ確認させていただきまして、もうちょっと増やすことできないかということで要請をしたところ、余裕があるということで、1日60人プラスできるよということで、要請に応えてくれたというところでございます。ですので、210人

を予定しておりましたが、60人増ですので、270人ということになります。単純に割りまして、午前135人、午後135人ということにはなりますが、ただどうなるか、午前ちょっと多めに取って午後はちょっと少なめになるかもしれませんが、単純に割ると午前135人、午後135人ということで、2人の医師がいますので、その割る2になります。2人医師がいますので、1人当たりでいえば30人が38人ぐらいになると、1時間当たりですね。

(1時間当たりの声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) 1時間当たり。そういうような計算になります。

それと、総理が7月中にということで発表があって、通知が来たことによりまして、これだけの日数を増やしていこうということで、今調整をしているところでございますが、確かに歯科医師も接種を、予診でなくて接種ということで、できるといって通知はいただいております。ただ、町としては、歯科医師何件かございますが、まだ当たっておりません。というのは、午前中もお話しいたしましたが、県の医療調整本部であったりとか、あと民間の医師派遣会社も依頼をしております、かなり入ってきておるとい状況の中で、歯科医師にはこちらのほうとしては、今のところ依頼はしていないというところがございますので、今後例えば8月以降とか、一般の接種が始まったときに依頼することもあるかもしれませんが、今のところは歯科医師には、お願いはしていないということでございますので、よろしくお願ひいたします。

6番(中野和美君) ありがとうございます。このまだマッチングできていないところ、ぜひ埋めていただくようお願いしたいと思います。

そのフリーの医師なのですけれども、結構やっぱり登録している医師がおりまして、一つの病院に帰属しないという、健康診断なんかよくそういう医師を使うのですけれども、そうすると東京のほうから新幹線代で払って来てもらうということもあるとは思いますが、ぜひ早目に接種が終わられるような形で頑張ってくださいと思います。

歯科医師もちゃんと注射の研修を受けているそうですので、注射はできるようなので、もしなかなか間に合わないという場合は、歯科医師も検討に入れるということで、今からちょっと、もしかしたらお願ひするかもしれないのだよという話は、していてもいいのではないかと私は考えています。よろしくお願ひいたします。

以上です。

保健福祉課長(渡邊 賢君) その辺も視野に入れながらいきたいと思います。私ども、

私午前中にも言いましたけれども、この日程を全て埋めるために、今日々課全体として頑張っておりますので、期待に応えられますよう一生懸命これからも今まで以上に頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

6 番（中野和美君） それで、保育士のほうの検討もお願いするとともに、まずは保健師と保育士、保健福祉課のスタッフもちろんなのですけれども、でも保健福祉課のスタッフも限りがありますので、そんなふうな形で広げていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

3 番（藤田直一君） 7 月末までに65歳以上の皆さん2 回目の接種一応完了するために、この3 ページの表に基づいて、いろんなお医者さんの配置要望を今検討中だというお話であります。もしもこの予定の中に依頼するお医者さんが割り当てにならなかった場合は、想定はしているのですか。それをまずお聞きしたいのですが。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 割り当てにならない日もあるかもしれません。ただ、それにつきましては、実は昨日も県の医療調整本部、私と補佐で行ってきましたけれども、それは県のほうと連絡を密にしましてこの辺に当たるようにということで、県も積極的に求人を出してくれています。そのおかげでかなりやっぱり毎日毎日メールが来たりしますので、全部埋めていきたいという気持ちは非常にあります。ただ、どうしてもという日も中にあるかもしれません。午前中しかできないとか、午後しかできないという日も出てくるかもしれませんが、みんな埋まるような形を目指して日々努力させていただきたいと思います。

3 番（藤田直一君） いや、気持ちは分かりました。

では、要は何が言いたいかというと、この7 月末までに、私65歳以上の高齢者なのです。私は今予約している第1 回目が8 月24日なのです。でも、そのために7 月末までに私らも含めて2 回全て終わらせるということは、改めてここに書いてあるとおり、申込みをし直さなければならない。それは理解をしています。しかしながら、今言われるように万が一、なければいいのですけれども、申込みをしました、7 月末までに終わらせます。皆さん、申込み改めてください。しかしながら31日までに終わらないとなると、また、改めて申込みをし直しをしなければならないことが発生したら困るなど、そういう心配なのです。

もう一点は、私のところにも連絡が来たのですけれども、80歳以上の人でやっと申込みをできたと、そういう人もいますのですわ、実は。恐らくいっぱい苦情も行ったでしょうけれども、何回もかけた。でも、また改めてこの再申込みをしなければならない高齢者も、私はまだ若いほうですから、古希ですから若いのですけれども、

もう80歳過ぎの人で、非常に電話したりするのも大変だという人もいるはずなので、だから、そういう人たちにまた改めて申込みしなさいというのは、本当にまたあの人たちにはひどい苦勞なのです。その辺もどういふふうな方法でできるのか。本当に再依頼をする以上は、何か方法論をも考えた中で、私は対応していただきたい。そして、間違いなくこの7月末までにお医者さんの配置ができて、そして終わるといふことをぜひしっかりとやってもらって、改めて再申込みがないようにぜひ進めていただきたい、そういうふうに思っています。

以上でございます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 接種日につきましては、希望する高齢者7月末までといふことで今言われております。そういうことで、希望するといふことで、中にはひょっとして8月、9月でもいいやといふ人も中にいるかもしれません。それはそれでしようがないと思いますが、やっぱり希望する方といふのは、7月末までに終わらせていきたいといふことで、2回接種、1回接種して2回目といふのは最低でも18日以上で6週間といふようなことを言われておりますので、その間で取っていただくといふことで何とか日程のほうは、最初まだ決まらなくても次に決まるような形で、何回かお知らせを出す必要が出てくるかと思いますが、努力をさせていただきたいと思ひますし、1回取って、やっと取ってなかなかといふお年寄りっていらっしゃると思ひます。実は先日、10日に民生委員会、定例で定例会があるのです。定例会の民生委員の皆様には、このワクチン接種といふの強制ではないけれども、もし訪問行ったときにご相談があったときは、お話に乗ってくださいと。コールセンターとかで、ウェブ予約といふのなかなかできないかもしれませんけれども、先ほどお話ししましたが、今度対面でパソコン置いてこうやって入力、サポートはしますけれども、職員といふか、こちらのほうで。そういう場も設けます。だから、スマホがなくても、ガラケーでも何でも、電話がないなんて人も中にはやっぱりいらっしゃるのです。そういう方にも対応できるような形を取ってなるべく、前回非常にお叱りも受けましたし、非常に反省する点、教訓になる点もございましたので、そういうこともやっていきながら何とか、また怒られることもあるかもしれません。ただ、それを少なくし、町民の方に、お年寄りの方にスムーズな予約ができるように何とかして心がけていきたいといふ気持ちでありますので、よろしくお願ひいたします。

13番（高橋秀昌君） 質疑します。

参考資料の4ページのところで確認をしておきたいのですが、7月までの接種可

能件数としては、目標件数としては1万740件。まだ空欄のところを見ると3,120件が未定になっていました。今ちょっと議論があるうちに計算しますと7,620件がマッチング済みで、私は実はこんなにいっぱい空欄があって大丈夫なのかなと思っていたら、結構毎日メールが入ってきて空欄が埋まっていますよということがありましたので、それで7,620件がマッチング済みなので、そうすると65歳以上の人に関しては、あと580件のマッチングが済めば大体フォローするなということで、ちょっと安心したのだが、そういう物の見方でよいかということが1つ。

2つ目は、ウェブ予約なのですが、実はウェブ予約ってすごく楽なのです。というのは、空いている日がいづだかが見えるということがありまして、自分の予定と空いている、あともう10件空いていますよ、あと1件空いていますよというのがあるものだから、それで判断して非常に楽だということが分かりましたが、高齢者の方も電話してもなかなかつながらないので、パソコンでやってくれないかというようなこともあるのです。同じアドレスで複数の家族ものを予約をすることは可能かどうか、ここをちょっと確認しておきたいのです。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この予定表、資料の3、4ページということであります。この丸のついている部分が今マッチングされておりますけれども、実はこのほかに民間の、ちょっとこの表作った後に民間の派遣会社から医師の照会があったりしております。先ほどちょっと言いましたけれども、今日のお昼も新潟大学の医師から電話が来まして、金曜日できるのだがとかというような電話も来ました。そういう意味では、割とこの中、民間のほうは土曜日ということで入れているのですけれども、山形から来ようかなんていう先生もいらっしゃったです。そういう先生もいらっしゃいますし、新大のほうからも来ると言っていて、結構新大等にはかなり要請していると、県のほうで。そういう中で、その高齢者の人数、回数としては確保はできるかなというような認識でいるところでございます。

あとウェブ予約なのですが、結構区長であったり、民生委員であったりとか、あと個々の方でも、自分のスマホで入れてくれたり、何人分入れてくれたりという方がいらっしゃったということをお聞きしまして、本当にありがたく思っているところでございます。実はウェブ予約なのですが、1人の人は10人しか入れられないのです。10人というのは大体家族、今10人家族ってなかなかいないでしょうけれども、マックスで見ても家族は10人ぐらいの、1人のアドレスですよね。10人が精いっぱいだろうということで、10人入れられることになっているのです。

（1人のアドレスですのねの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君）　そうです。そこまでになります。

（別なアドレスつくれば幾らでも入るわけだなの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君）　別なアドレス……

（3つつくれば30人入るわけだなの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君）　なのですけれども、10人というのがありますので、そういうことでございます。よろしく願いいたします。

2番（品田政敏君）　今回やっぱり、藤田議員が言うみたいに、私もお盆過ぎだったので、これどうなるのだろうなと思っていたのです。現状思っていたのですが、こういうふうに国が言ったことだということで、変わってもらってありがたいと思います。

それで、私も再三言っていて、今回中野議員も言っていましたけれども、無駄遣いするなど。課長にもう一回口酸っぱくして言いますけれども、国がもう5回だと言っているのだけれども、私さすがにマスコミを見ていたら、あのマイナス80度で凍結してあるワクチンを、料理やっているような人は分かるのだらうと思います。それを解凍して、生理食塩水に混ぜて、そして今もう国でも、ほかのほう言っているように7回やるのだというふうなのでやっているのだけれども、あくまでもまだ5回なんて思っていないで、ということであればもっと私余るのではないかと思っています。だから、常に余るということを想定して、私らみたいに例えば1時間ぐらいで、おまえすぐここへ来てくれるかというような人も予備要員みたいにしておいてもらいたい。それから、役場の人も年齢を問わず、その予備要員というか、余らせるのもったいないからということでもらいたい。強く要望しておきたいと思っています。

社会文教常任委員長（今井幸代君）　要望ということですので、余ったワクチンの対応について、保健福祉課の職員のほうへまずはというふうに話ししておりますが、鋭意検討していただきたいと思っています。

すみません、ちょっと最後に確認しておきたいのですが、追加接種の予約に関して、1段階として1回目の予約済みの方で、2段階目というふうにあるのですけれども、これは基本的には5月21日に出すお知らせで改めて第1段階としては、この期間にこういった方たちやっくださいねという全戸配布のお知らせと。あとホームページ等のみで告知をしていくということで、特段その対象者に対して個別に追加接種の予約変更を依頼していくというわけではないですよ。そこだけちょっと確認させてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 対象者に個別には通知はいたしません。かなりの人数です。個別にはしないと。全戸配布でこれらを周知してこの期間、期間若干過ぎる方もいらっしゃるかもしれません。ただ、目安としてこの時期にお願いしたいと。やっぱり一番急ぎたいのは、1回しか入れていないという方が多い。また、3週間過ぎて6週間も超えている、2か月、3か月後に取ったという方も実際いらっしゃる。そういう人はやっぱりまず急ぎたい。その後、第2段階として8、9の人を前に持ってきたり、新規の人をとということでいきますので、個人的には通知することはしないです。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 分かりました。

ほかにご質疑よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、こちらの6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費についての質疑を閉じたいというふうに思います。

それでは最後に、承認第8号について執行側の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） お疲れさまでございます。それでは、承認第8号、下水道の専決の関係になりますが、議案書39ページのほうをお開きください。承認第8号 専決処分の報告ということで下水道の専決になりますが、ページはぐっていただきまして、41ページのほうをお願いいたします。令和3年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）になりますが、今回の補正につきましては、歳入のみの補正になります。それで、総額につきましても増減はございません。中身簡単に概略申し上げますと、新型コロナウイルスの温泉旅館の支援ということで、温泉分の排水使用料を減免することなのですが、令和2年度につきましても同じ事業を実施しておりまして、今回令和3年度については、4月から9月分の半年分を昨年度の事業継続実施をさせていただきたいということで、こちらにつきましても4月6日の議員全員協議会のほうでお示しさせていただいたところでございます。

それでは、中身についてご説明申し上げます。議案書44ページのほうをお願いいたします。歳入のみになりますので、お願いいたします。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料300万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、温泉利用分の排水使用料ということで、下水道使用料300万円を減額してございます。

続いて、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、同額になりますが、300万円の追加をお願いするものでございます。繰入金につきましては、使用料で減額するもの

につきまして財源手当てということで、一般会計からの繰入金ということになって
ございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、質疑もないようですので、これで質疑
を終結いたします。

それでは、以上をもちまして連合審査会を閉会いたしますので、皆さん、大変ご
苦労さまでした。

午後3時03分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年5月14日

総務産経常任委員長	小	嶋	謙	一
社会文教常任委員長	今	井	幸	代